

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月8日
【会社名】	D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社
【英訳名】	D.A.Consortium Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢嶋 弘毅
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 経営管理本部長 鈴木 誠 株式会社アイレップ 取締役CFO管理本部長 永井 敦
【最寄りの連絡場所】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 株式会社アイレップ 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【電話番号】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 03-5449-6200(代表) 株式会社アイレップ 03-3596-8700(代表)
【事務連絡者氏名】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 経営管理本部長 鈴木 誠 株式会社アイレップ 取締役CFO管理本部長 永井 敦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	14,038,161,004円 (注) 本届出書提出日において未確定であるため、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社(以下、「DAC」といいます。)および株式会社アイレップ(以下、「アイレップ」といいます。)の最近事業年度末日(DACは平成28年3月31日、アイレップは平成27年9月30日)における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	71,372,480株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」といいます。）における標準となる株式です。 なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4

- (注)1. 普通株式は、平成28年5月11日に開催されたD A Cおよびアイレップ（以下、総称して「両社」といいます。）の取締役会の決議（株式移転計画の作成）、D A Cにおいては平成28年6月27日に開催予定の定時株主総会、アイレップにおいては平成28年7月7日に開催予定の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
2. D A Cの発行済株式総数53,442,300株（平成28年3月31日時点）およびアイレップの発行済株式総数27,780,000株（平成28年3月31日時点）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。ただし、両社は、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し、または今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、D A Cが平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式4,864,900株、アイレップが平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式316,047株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。
3. 両社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称および住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転の方法によることとします。(注)1、2

- (注)1. 普通株式は、当社が本株式移転に際して両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における両社の株主に、D A C普通株式1株に対して1株、アイレップ普通株式1株に対して0.83株の割合で割当て交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。両社の最近事業年度末日（D A Cは平成28年3月31日、アイレップは平成27年9月30日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は14,038,161,004円であり、当該金額のうち4,000,000,000円が資本金に組み入れられます。
2. 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について、東京証券取引所へ上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（同規程第2条第73号、第208条）により平成28年10月3日に東京証券取引所市場第二部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社の普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」（注）2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所市場第二部への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

（1）株式移転の目的

D A Cおよびその主要な子会社であるアイレップを中核企業とした企業集団であるD A Cグループは、主要事業の属するインターネット事業領域において、広告取引のプランニングや仕入・販売を中心とした広告サービスや、インターネット広告関連のテクノロジー、クリエイティブ、コンサルティングといった広告関連ソリューション、またスマートフォン向けアプリの運営サービス等を提供しており、グループ各社が専門性および競争力を高め、国内外での事業展開を通じて業容の拡大を図り、事業価値の創造に努めてまいりました。

D A Cは、あらゆるインターネット媒体および博報堂D Yグループを始めとする数多くの広告会社との密接な関係を軸として、グローバルブランドやナショナルブランドなど幅広い広告主による取引を手掛け、業界をリードしております。近年は、媒体社との協業により新たな広告フォーマットの開発・標準化を進めるなど市場の活性化を図り、また、市場が急拡大している動画広告や、メッセージングサービス、キュレーションメディアといった新しい成長メディアが牽引するスマートデバイス広告、運用型広告等の成長領域に注力し、事業規模の拡大を実現してまいりました。加えて、広告配信における効果的なデータ活用を進めるため、自社開発のデータ・マネジメント・プラットフォームの提供を通じ、新たな市場の創造を進めております。

アイレップは2002年のサーチ広告日本上陸をきっかけとして、「インターネットマーケティング支援」という領域で事業を形成、優位性構築の手段としてS E Mインテグレーター（S E M専業エージェンシー）という事業コンセプトを掲げ、運用型広告商品の特性を踏まえ、他代理店とは異なる経営システムを構築し成長を遂げてまいりました。その後、直販以外にナショナルクライアント市場を顧客として取り込むべく、2006年4月に株式会社博報堂D Yメディアパートナーズと資本業務提携、2010年12月に株式公開買付けを経てアイレップはD A Cの連結子会社となりました。この間にD A Cとアイレップは取引関係を深め、博報堂D Yグループを含むD A Cのサーチ広告を中心としたリスティング広告の取扱いをアイレップに集約し、運用体制を強化して参りました。これにより、D A Cグループおよび博報堂D Yグループにおける運用型広告売上は大幅に伸長しました。加えて直販の拡大もあって、ヤフーおよびGoogleのリスティング広告取扱高においてアイレップは国内で大きくシェアを拡大して参りましたが、一方近年では、いわゆる運用型広告はサーチ広告にとどまらず、運用型ディスプレイ広告が台頭し、またFacebook、Twitter、L I N Eなどのコミュニケーションメディア上の広告商品の拡大など環境が激変する中、サーチ広告以外のサービスラインナップを十分に展開し、デジタルマーケティングエージェンシーとして幅広く顧客成果実現に寄与する集団となるための施策展開を進めております。

両社の主要事業が属するインターネット広告市場は、年率二けたの成長を続けており、マスメディアのデジタル化も進展する中で、今後も持続的な発展が見込まれます。近年は、世界的なスマートデバイスの普及やI o T（Internet of Things）の進展により、生活のあらゆる時間や場所において情報や広告に接する環境となっております。また、多様なニーズに応えるスマートフォンアプリや、A I（人工知能）等を活用し一人ひとりに最適化したサービスを届けるビジネスが次々と生まれ、さらにグローバルプレイヤーが生活に関わるあらゆるサービスを提供する動きも見られます。インターネットユーザーのスマートデバイスへの接触機会と接触時間が増大し、膨大なコンテンツやデータが生み出される中で、そうしたデータを解析しマーケティングに活用する技術が今後ますます進化していくことが想定されます。また、経済活動のグローバル化に伴い、マーケティング活動においてもグローバルでの視野が必要になります。さらに、それらに応えるためのさまざまな技術も国境を越えて利用されるようになり、デジタルマーケティングを国内だけで推進していくことでは、勝ち残ることはできない環境となります。このように、インターネット広告市場は、絶え間ないテクノロジーの進化と共に、国境を越えたグローバルでの競争へと移っていくものと考えております。

D A Cおよびアイレップは、こうした大きな環境変化を伴いながら拡大する市場において、両社が変化に適切に対応し、持続的な発展を実現するために、両社の経営資源を有効活用して企業価値を向上させる方法を検討してまいりました。その結果、それぞれの顧客との良好な関係を維持し、またお互いの企業文化や独立性を保つことで競争力を維持しつつ、一方で両社の強みを支えてきたテクノロジーや新領域となるグローバルの分野で両社が適切に協業し、さらに重複した業務はできる限り効率的に集約できる経営形態をとることが、新しい時代の業界リーダーとして市場を牽引していくことにつながると考えるに至りました。そのために、合併その他の再編手法を慎重に検討しましたが、両社がそれぞれの機能を保持しつつ当社を設立し、経営統合を行うことが最適であると考え、選択することといたしました。

なお、本経営統合にあたっては、両社がそれぞれの強みを活かしながら、これまで以上にグループとしてのベクトルを合わせ、変化する事業環境に迅速に対応できる体制を構築し、課題解決を図ることが必要となります。そこで当社設立により、以下に記載する、グループ戦略機能の強化、グループ経営資源の効率的活用、およびステークホルダーの価値最大化を図ってまいります。

グループ戦略機能の強化

DACグループの目標および各社の役割をより明確にすることで、グループ全体最適を追求し、また、グループの意思決定機能の強化とグループ戦略の企画・立案、実行機能を強化します。具体的には、当社は、各事業会社の経営計画を総合的な視点で策定することを中心とした経営戦略統合機能に特化する一方で、各事業会社はそれぞれの専門事業を推進するため、その社内組織を適切に統合、改組するなど、協働して課題解決を図りながら上記戦略に基づいて成長を加速し、グループの持続的成長と企業価値の更なる向上を目指します。

グループ経営資源の効率的活用

経営資源をグループ内で有効に配分することで、経営効率の一層の向上を目指します。具体的には、コーポレート機能や間接部門を当社に統合することでコスト効率性を高め、グループ戦略における成長分野に経営資源を集中するなど適正な配分を図ります。また、R&D、グローバルビジネス、オペレーション等のテーマについては、グループの共通基盤をもって当社主導で取り組み、合理的な業務運営を行い、グループ全体の収益性向上を図ります。

ステークホルダーの価値最大化

グループ一体となった戦略機能を持つ当社のもと、DACおよびアイレップはそれぞれの専門性を追求します。具体的には、DACは設立以来培ってきた媒体社や広告会社とのパートナー関係をより深め、最適なサービスの提供を行っていく一方、アイレップは、エージェンシー機能を強化し、クライアント企業のマーケティング課題の解決のために幅広いサービスを提供し、さらなる成長を目指します。そして、両社がグループ全体の成長に貢献することでグループシナジー効果を実現し、かつ新たな成長領域を創出し、株主、顧客、従業員、地域社会の皆様にとっての価値の最大化を図ります。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 (英文社名:D.A.Consortium Holdings Inc.)																																																
(2) 本店所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号																																																
(3) 代表者及び役員の就任予定	<table border="0"> <tr> <td>代表取締役社長</td> <td>矢嶋 弘毅</td> <td>現：D A C代表取締役社長執行役員C E O</td> </tr> <tr> <td>取締役副社長</td> <td>紺野 俊介</td> <td>現：アイレップ代表取締役社長C E O</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>徳久 昭彦</td> <td>現：D A C取締役常務執行役員C M O</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>大塔 達也</td> <td>現：D A C取締役常務執行役員C F O</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>島田 雅也</td> <td>現：D A C取締役常務執行役員C O O</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>永井 敦</td> <td>現：アイレップ取締役C F O管理本部長</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>三神 正樹</td> <td>現：D A C取締役</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>五十嵐 真人</td> <td>現：D A C取締役</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>野沢 直樹</td> <td>現：D A C取締役</td> </tr> <tr> <td>取締役(社外)</td> <td>西村 行功</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取締役(社外)</td> <td>麻生 巖</td> <td>現：アイレップ社外取締役</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>寺井 久春</td> <td>現：D A C取締役</td> </tr> <tr> <td>監査役(社外)</td> <td>森嶋 士郎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>西岡 正紀</td> <td>現：D A C監査役</td> </tr> <tr> <td>監査役(社外)</td> <td>水上 洋</td> <td>現：D A C社外監査役</td> </tr> <tr> <td>監査役(社外)</td> <td>大塚 彰</td> <td>現：アイレップ社外監査役(常勤)</td> </tr> </table>	代表取締役社長	矢嶋 弘毅	現：D A C代表取締役社長執行役員C E O	取締役副社長	紺野 俊介	現：アイレップ代表取締役社長C E O	取締役	徳久 昭彦	現：D A C取締役常務執行役員C M O	取締役	大塔 達也	現：D A C取締役常務執行役員C F O	取締役	島田 雅也	現：D A C取締役常務執行役員C O O	取締役	永井 敦	現：アイレップ取締役C F O管理本部長	取締役	三神 正樹	現：D A C取締役	取締役	五十嵐 真人	現：D A C取締役	取締役	野沢 直樹	現：D A C取締役	取締役(社外)	西村 行功		取締役(社外)	麻生 巖	現：アイレップ社外取締役	監査役	寺井 久春	現：D A C取締役	監査役(社外)	森嶋 士郎		監査役	西岡 正紀	現：D A C監査役	監査役(社外)	水上 洋	現：D A C社外監査役	監査役(社外)	大塚 彰	現：アイレップ社外監査役(常勤)
代表取締役社長	矢嶋 弘毅	現：D A C代表取締役社長執行役員C E O																																															
取締役副社長	紺野 俊介	現：アイレップ代表取締役社長C E O																																															
取締役	徳久 昭彦	現：D A C取締役常務執行役員C M O																																															
取締役	大塔 達也	現：D A C取締役常務執行役員C F O																																															
取締役	島田 雅也	現：D A C取締役常務執行役員C O O																																															
取締役	永井 敦	現：アイレップ取締役C F O管理本部長																																															
取締役	三神 正樹	現：D A C取締役																																															
取締役	五十嵐 真人	現：D A C取締役																																															
取締役	野沢 直樹	現：D A C取締役																																															
取締役(社外)	西村 行功																																																
取締役(社外)	麻生 巖	現：アイレップ社外取締役																																															
監査役	寺井 久春	現：D A C取締役																																															
監査役(社外)	森嶋 士郎																																																
監査役	西岡 正紀	現：D A C監査役																																															
監査役(社外)	水上 洋	現：D A C社外監査役																																															
監査役(社外)	大塚 彰	現：アイレップ社外監査役(常勤)																																															
(4) 事業内容	子会社等の経営管理およびこれらに附帯又は関連する一切の事業																																																
(5) 資本金	4,000百万円																																																
(6) 決算期	3月31日																																																
(7) 純資産	現時点では確定しておりません。																																																
(8) 総資産	現時点では確定しておりません。																																																

イ 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とD A Cおよびアイレップの状況は以下のとおりです。

D A Cおよびアイレップは、D A Cは定時株主総会による、アイレップは臨時株主総会による承認を前提として、平成28年10月3日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容					
					役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借	業務提携 等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)				
(連結子会社) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	東京都 渋谷区	4,031	インターネット等デジタルネットワーク上の広告スペースの購入、販売等	100.0	10	未定	未定	未定	未定	未定
株式会社アイレップ	東京都 千代田区	550	リスティング広告、SEO及びその他周辺サービスの提供等	100.0	4	未定	未定	未定	未定	未定

上記のとおり、本株式移転に伴う当社設立後、D A Cおよびアイレップは、当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるD A Cおよびアイレップの最近事業年度末日時点（D A Cは平成28年3月31日時点、アイレップは平成27年9月30日時点）の状況は、以下のとおりです。

D A Cの概要

() 事業内容

D A Cの事業内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容

(1) D A Cをご参照ください。

() 関係会社の状況

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有（被所有）割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) (株)プラットフォーム・ワン	東京都 渋谷区	250,000千円	オンライン広告取引のプラットフォームサービスの提供	100.0	-	当社のインターネット広告の仕入先であります。役員の兼務有
(株)アド・プロ	東京都 渋谷区	65,000千円	広告掲載に関する送稿他の管理進行業務	100.0	-	当社のインターネット広告の送稿管理業務委託先であります。
(株)トーチライト	東京都 渋谷区	50,004千円	ソーシャルグラフィックマーケティングの総合支援サービス	70.0	-	当社のテクノロジー関連商品等の販売先であります。役員の兼務有
(株)博報堂アイ・スタジオ	東京都 千代田区	260,000千円	各種サイト・コンテンツの企画、制作事業、システム開発事業、CRM事業	60.0	-	当社のコンテンツ制作物等の仕入先であります。役員の兼務有
(株)アイレップ (注) 1、3、6	東京都 千代田区	550,640千円	リスティング広告、SEO、Web解析などのSEM関連サービス事業	57.6	-	当社のインターネット広告の販売先であります。役員の兼務有

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有（被所有）割合		関係内容
				所有割合（％）	被所有割合（％）	
ユナイテッド㈱ （注）1、3、4	東京都 渋谷区	2,921,871千円	スマートフォンメディア事業を柱としたメディア事業と広告プラットフォーム事業を柱としたRTB広告事業	44.4	-	当社のインターネット広告の仕入先であります。 役員の兼務有
北京迪愛慈広告有限公司 （注）3	中国 北京市	33,681千CNY	中国におけるインターネット広告事業	50.1	-	当社の業務委託先であります。 役員の兼務有
DAC ASIA PTE.LTD . （注）3	シンガ ポール	8,500千SGD	東南アジア地域におけるインターネット広告の調査及び戦略立案	100.0	-	当社の業務委託先であります。 役員の兼務有
その他 35社 (持分法適用関連会社)						
ベビカム㈱	東京都 港区	137,322千円	日本最大級の妊娠・子育てサイト「ベビカム」や関連動画サイト「Babytube」の企画・運営	38.2	-	当社のインターネット広告の仕入先であります。 役員の兼務有
㈱スパイスボックス	東京都 港区	271,432千円	デジタル・コミュニケーション・デザインにおけるマーケティングおよびコンサルティング	34.4	-	当社のインターネット広告の販売先であります。 役員の兼務有
㈱メンバーズ （注）1、5	東京都 中央区	794,589千円	Webサイト構築・運用、ソーシャルメディア活用支援などを通じたデジタルマーケティング事業	18.5	0.1	当社のインターネット広告の販売先であります。 役員の兼務有
Innity Corporation Berhad	マレーシ ア	13,840千MYR	東南アジア地域におけるオンライン広告取引のプラットフォームおよびアドネットワークの運営	25.1	-	当社の業務委託先であります。
アドイノベーション㈱ （注）5	東京都 目黒区	100,000千円	スマートフォン向けマーケティング事業、広告効果測定ツール事業、メディアコンサルティング事業	18.0	-	当社の業務委託先であります。
㈱グライダーアソシエイ ツ（注）5	東京都 港区	600,000千円	キュレーションマガジン「antenna*」の企画、運営	15.7	-	当社のインターネット広告の仕入先であります。 役員の兼務有

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有（被所有）割合		関係内容
				所有割合（％）	被所有割合（％）	
livepass(株)	東京都港区	100,000千円	動画を用いた新しいパーソナルマーケティングプラットフォームの提供	22.4	-	当社の業務委託先であります
その他 21社						
(親会社) 株博報堂D Yホールディングス (注) 1、2	東京都港区	10,000,000千円	持株会社	-	57.2 (57.2)	当社のテクノロジー関連商品の販売先であります。

(注) 1．有価証券報告書を提出しております。

2．議決権の所有（被所有）割合の（ ）内は、間接所有（被所有）割合で内数であります。

3．特定子会社に該当しております。

4．持分は100分の50以下であるが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

5．持分は100分の20未満であるが、実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。

6．株アイレップについては、売上高（連結会社相互間の内部取引高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、有価証券報告書を提出しているため主要な損益情報等の記載を省略しております。

アイレップの概要

() 事業内容

アイレップの事業内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) アイレップをご参照ください。

() 関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業内容	議決権の所有 割合又は被所有 割合（％）	関係内容
(連結子会社) 株レリバンシー・プラス (注) 2	東京都千代田区	100,000	デジタルマーケティング事業	所有 100.0	インターネット広告、SEOの販売先 役員の兼任有
株フロンティアデジタル マーケティング	東京都千代田区	10,000	デジタルマーケティング事業	所有 100.0	海外市場向けインターネット 広告運用サービスの仕入先 役員の兼任有
株口カリオ	東京都千代田区	25,000	デジタルマーケティング事業	所有 100.0	中堅・中小企業向けインターネット 広告管理サービスの販売先 役員の兼任有
PT.DIGITAL MARKETING INDONESIA	インドネシア ジャカルタ首都特別州	3,026,400 千IDR	デジタルマーケティング事業	所有 85.0	インターネット広告の 販売先 役員の兼任有
株アクイジオジャパン (注) 2	東京都千代田区	335,000	デジタルマーケティング事業	所有 60.0	デジタルマーケティング管理 運用ツールの開発及び提供 役員の兼任有

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
北京艾睿普广告有限公司	中国 北京市	50,000	デジタルマーケティング事業	所有 100.0	中国におけるデジタルマーケティング事業の提供 役員の兼任有
(株)ネクストフィールド	東京都 千代田区	50,000	デジタルマーケティング事業	所有 100.0	スマートデバイスプラットフォームを活用したプロモーションプランニング及びマーケティング支援 役員の兼任有
(株)オープンコート	東京都 新宿区	45,000	デジタルマーケティング事業	所有 60.8	SEOサービスの提供 役員の兼任有
MOORE ONLINE DEVELOPMENT SOLUTIONS CORPORATION	ベトナム ハノイ市	3,937,560 千VDN	デジタルマーケティング事業	所有 53.16	ベトナムにおけるデジタルマーケティング領域の広告代理業 役員の兼任有
OPENCOAT PHILIPPINES, INC. (注) 4	フィリピン セブ市	5,000 千PHP	デジタルマーケティング事業	所有 60.7 (60.7)	ウェブサイト制作等のサービス提供 役員の兼任無
(親会社等) デジタル・アドタイジング・コンソーシアム(株) (注) 3	東京都 渋谷区	4,031,837	デジタルマーケティング事業	被所有 57.6	インターネット広告枠の仕入先 役員の兼任有
(株)博報堂D Yホールディングス (注) 3 . 4	東京都 港区	10,000,000	持株会社	被所有 65.6 (65.6)	役員の兼任無

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、事業セグメントの名称を記載しております。なお、当社グループは、デジタルマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの業績の記載を省略しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 有価証券報告書を提出しております。

4. 「議決権の所有割合又は被所有割合」欄の()内は、間接所有(被所有)割合で内数であります。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、DAC及びアイレップは当社の完全子会社になる予定です。前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

イ 役員の兼任関係

当社の完全子会社であるDAC及びアイレップの役員の兼任関係は、後記「第三部 企業情報 第4 提出会社の状況 5 役員の状況」の記載をご参照下さい。

ウ 取引関係

当社の完全子会社であるDAC及びアイレップとその関係会社との取引関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

(1) 株式移転計画の内容の概要

DACおよびアイレップは、DACは定時株主総会による、アイレップは臨時株主総会による承認を前提として、平成28年10月3日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、DACおよびアイレップを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を、平成28年5月11日開催の各社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、DACの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、アイレップの普通株式1株に対して当社の普通株式0.83株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、DACは平成28年6月27日に開催予定の定時株主総会において、アイレップは平成28年7月7日に開催予定の臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書（写）

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（以下「DAC」という。）及び株式会社アイレップ（以下「アイレップ」という。）は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

DAC及びアイレップは、本株式移転計画に定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第7条に定義する。以下同じ。）において、DAC及びアイレップの発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社」とし、英文では「D.A. Consortium Holdings Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は東京都渋谷区とし、本店の所在場所は東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、250,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

矢嶋 弘毅

紺野 俊介

徳久 昭彦

大塔 達也

島田 雅也

永井 敦

三神 正樹

五十嵐 真人

野沢 直樹

西村 行功（社外取締役）

麻生 巖（社外取締役）

2. 新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。
- 寺井 久春
西岡 正紀
水上 洋(社外監査役)
大塚 彰(社外監査役)
森嶋 士郎(社外監査役)
3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
- 有限責任あずさ監査法人

第4条(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1. 新会社は、本株式移転に際して、DAC及びアイレップの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)におけるDAC及びアイレップの株主に対し、それぞれその所有するDAC及びアイレップの普通株式に代わり、()DACが基準時に発行している株式数の合計に1を乗じた数、及び()アイレップが基準時に発行している株式数の合計に0.83を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式を交付する。
2. 新会社は、前項の規定により交付される新会社の普通株式を、基準時におけるDAC及びアイレップの株主に対し、以下の割合をもって割り当てる。
- (1) DACの株主については、その所有するDACの普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合
- (2) アイレップの株主については、その所有するアイレップの普通株式1株につき、新会社の普通株式0.83株の割合
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法(平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。)第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条(新株予約権の取扱い)

1. 新株予約権の交付
- (1) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の から までの第1欄に掲げるDACが発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有するDACの新株予約権に代わり、基準時における当該各新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新株予約権をそれぞれ交付する。

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
デジタル・アドバタイジング・コン ソーシアム株式会社 第1回株式報酬型新株予約権	別紙2記載	D.A.コンソーシアムホールディングス 株式会社 第1回株式報酬型新株予約権	別紙3記載
デジタル・アドバタイジング・コン ソーシアム株式会社 第2回株式報酬型新株予約権	別紙4記載	D.A.コンソーシアムホールディングス 株式会社 第2回株式報酬型新株予約権	別紙5記載
デジタル・アドバタイジング・コン ソーシアム株式会社 第3回株式報酬型新株予約権	別紙6記載	D.A.コンソーシアムホールディングス 株式会社 第3回株式報酬型新株予約権	別紙7記載
デジタル・アドバタイジング・コン ソーシアム株式会社 第4回株式報酬型新株予約権	別紙8記載	D.A.コンソーシアムホールディングス 株式会社 第4回株式報酬型新株予約権	別紙9記載
デジタル・アドバタイジング・コン ソーシアム株式会社 第5回新株予約権	別紙10記載	D.A.コンソーシアムホールディングス 株式会社 第1回新株予約権	別紙11記載
デジタル・アドバタイジング・コン ソーシアム株式会社 第5回株式報酬型新株予約権	別紙12記載	D.A.コンソーシアムホールディングス 株式会社 第5回株式報酬型新株予約権	別紙13記載
デジタル・アドバタイジング・コン ソーシアム株式会社 第6回新株予約権	別紙14記載	D.A.コンソーシアムホールディングス 株式会社 第2回新株予約権	別紙15記載
デジタル・アドバタイジング・コン ソーシアム株式会社 第6回株式報酬型新株予約権	別紙16記載	D.A.コンソーシアムホールディングス 株式会社 第6回株式報酬型新株予約権	別紙17記載

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
デジタル・アドタイジング・コン ソーシアム株式会社 第7回株式報酬型新株予約権	別紙18記載	D.A.コンソーシアムホールディングス 株式会社 第7回株式報酬型新株予約権	別紙19記載
デジタル・アドタイジング・コン ソーシアム株式会社 第8回株式報酬型新株予約権	別紙20記載	D.A.コンソーシアムホールディングス 株式会社 第8回株式報酬型新株予約権	別紙21記載

(2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の第1欄に掲げるアイレップが発行している新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有するアイレップの新株予約権に代わり、基準時における当該各新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新株予約権を交付する。

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
株式会社アイレップ 第2回新株予約権	別紙22記載	D.A.コンソーシアムホールディングス 株式会社 第3回新株予約権	別紙23記載

2. 新株予約権の割当て

- (1) 新会社は、本株式移転に際して、基準時におけるD A Cの新株予約権者に対し、その所有する前項第(1)号の表の から までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。
- (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時におけるアイレップの新株予約権者に対し、その所有する前項第(2)号の表の の第1欄に掲げる新株予約権1個につき、第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第6条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
金4,000,000,000円
- (2) 資本準備金の額
金1,000,000,000円
- (3) 利益準備金の額
金0円
- (4) 資本剰余金の額
会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第7条（新会社の成立日）

新会社の設立を登記すべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、平成28年10月3日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、D A C及びアイレップ協議の上、合意により新会社の成立の日を変更することができる。

第8条（株式移転計画承認株主総会）

1. D A Cは、平成28年6月27日を開催日として定時株主総会を開催し、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する承認の決議を求めるものとする。
2. アイレップは、平成28年7月7日を開催日として臨時株主総会を開催し、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する承認の決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、D A C及びアイレップ協議の上、合意により前二項に定める本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する承認の決議を求めるための株主総会の開催日を変更することができる。

第9条（株式上場、株主名簿管理人）

- 1．D A C及びアイレップは、新会社の発行する普通株式が新会社の成立の日に株式会社東京証券取引所市場第二部に上場されるよう、相互に誠実に協議の上、当該上場に必要となる手続を協力して行う。
- 2．新会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

- 1．D A Cは、平成28年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD A Cの普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり12円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 2．アイレップは、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたアイレップの普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり1.5円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 3．D A C及びアイレップは、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後、新会社の成立の日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。但し、D A C及びアイレップ協議の上、合意した場合についてはこの限りではない。

第11条（自己株式の消却）

D A C及びアイレップは、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第12条（会社財産の管理等）

D A C及びアイレップは、本株式移転計画作成後、新会社の成立の日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、通常の範囲内で自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの事業、財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすことが明らかな行為については、本株式移転計画において特段の定めがある場合を除き、あらかじめD A C及びアイレップ協議の上、合意によりこれを行うものとする。

第13条（本株式移転の効力）

本株式移転は、第8条に定めるD A C若しくはアイレップの株主総会のいずれかにおいて本株式移転計画の承認若しくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立の日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第14条（本株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成後、新会社の成立の日までの間に、D A C及びアイレップのいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じ、若しくはかかる変更が生じることが明らかになった場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ、若しくはかかる事態が発生することが明らかとなった場合、又はその他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、D A C及びアイレップは、相互に誠実に協議の上、書面による合意により本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第15条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、D A C及びアイレップが別途誠実に協議の上、合意により定める。

（以下余白）

本株式移転計画作成の証として、本書2通を作成し、DAC及びアイレップそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年5月11日

DAC : 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社
代表取締役社長 矢嶋 弘毅

アイレップ : 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
株式会社アイレップ
代表取締役社長 紺野 俊介

別紙 1

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社と称し、英文では、D.A.Consortium Holdings Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次に掲げる事業を営む会社およびこの関連事業を営むこと、ならびに次に掲げる事業およびこの関連事業を営む国内および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) インターネット等デジタルネットワーク上の広告スペースの購入、販売、斡旋およびその企画ならびにコンサルティング
- (2) インターネット等デジタルネットワークを利用した広告、マーケティング、プロモーション、パブリックリレーションズ活動の企画、運営、コンサルティング
- (3) インターネット等デジタルネットワークを利用した広告に関連する情報システムの販売
- (4) インターネット等デジタルネットワークを利用した広告の購入、販売、斡旋業務に関連する業務受託
- (5) インターネットのホームページの企画、制作、運用および保守に関する業務
- (6) ウェブサイトの売買および売買の仲介
- (7) 労働者派遣事業
- (8) 株式および有価証券への投資ならびにその保有、運用および売買
- (9) 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介、斡旋、鑑定およびこれらの代理ならびにコンサルティング業
- (10) 書籍、雑誌等の制作、出版、販売
- (11) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (12) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告によって行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、250,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式総数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に規定する単元未満株式の買増請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。ただし、当社が当該請求にかかる株式を保有していない場合は、この限りではない。

（株主名簿管理人）

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

（株式取扱規程）

第12条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

（招集）

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者および議長）

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

（議事録）

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

（員数）

第20条 当社の取締役は、15名以内とする。

（選任方法）

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

（員数）

第31条 当社の監査役は、5名以内とする。

（選任方法）

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

（監査役会規程）

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

（事業年度）

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間等）

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には、利息をつけない。

附則

（最初の事業年度）

第1条 第44条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成29年3月31日までとする。

（取締役および監査役の当初の報酬等）

第2条 第29条および第39条の規定にかかわらず、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの報酬等の額は、取締役につき総額300百万円以内とし、監査役につき総額50百万円以内とする。

（附則の削除）

第3条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって、削るものとする。

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第1回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第1回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び から の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額〔（1円未満の端数は切り上げ）〕とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：平成21年3月24日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格(X)：1円

予想残存期間(t)：15年

ボラティリティ(σ)：7年8ヶ月間（平成13年7月5日から平成21年3月23日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(λ)：直近年度の配当総額 ÷ 上記 で定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5．新株予約権を行使することができる期間

平成21年3月25日から平成51年3月24日までとする。

6．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者が平成50年3月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成50年3月25日から平成51年3月24日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り本新株予約権を行使できるものとする。ただし、発行要項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

7．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8．新株予約権の取得条項

当社は、以下の、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

7．に準じて決定する

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

6．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

8．に準じて決定する。

11．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12．新株予約権を割り当てる日

平成21年3月24日

13．新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを14．に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

前 の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて15．に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14．新株予約権の行使請求受付場所

当社人事部（又はその時々における当該業務担当部署）

15．新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16．新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17．本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18．発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19．その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

別紙 3

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第1回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第1回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成51年3月24日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、当社又は当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者が平成50年3月24日に至るまでに、上記に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成50年3月25日から平成51年3月24日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、発行要項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8．新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

7．に準じて決定する

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

6．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

8．に準じて決定する。

11．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12．新株予約権を割り当てる日
平成28年10月3日

13．その他
その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第2回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第2回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び から の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：平成22年3月19日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格(X)：1円

予想残存期間(t)：15年

ボラティリティ(σ)：8年8ヶ月間（平成13年7月5日から平成22年3月18日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(λ)：直近年度の配当総額 ÷ 上記 で定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5．新株予約権を行使することができる期間

平成22年3月20日から平成52年3月19日までとする。

6．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者が平成51年3月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成51年3月20日から平成52年3月19日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10．に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10．に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

7．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8．新株予約権の取得条項

当社は、以下の、
、
、
又は
の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

7．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

6．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

8．に準じて決定する。

11．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12．新株予約権を割り当てる日

平成22年3月19日

13．新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを14．に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

前 の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて15．に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14．新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

15．新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16．新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17．本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18．本要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19．その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第2回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第2回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成52年3月19日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者が平成51年3月19日に至るまでに、上記に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成51年3月20日から平成52年3月19日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、発行要項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8．新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

7．に準じて決定する

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

6．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

8．に準じて決定する。

11．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12．新株予約権を割り当てる日
平成28年10月3日

13．その他
その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第3回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第3回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び から の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：平成23年7月19日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格(X)：1円

予想残存期間(t)：15年

ボラティリティ(σ)：10年1ヶ月間（平成13年7月5日から平成23年7月18日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(λ)：直近年度の配当総額 ÷ 上記 で定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5．新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月20日から平成53年7月19日までとする。

6．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者が平成52年7月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成52年7月20日から平成53年7月19日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10．に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10．に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り本新株予約権を行使できるものとする。

7．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8．新株予約権の取得条項

当社は、以下の、
、
、
又は
の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

7．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

6．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

8．に準じて決定する。

11．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12．新株予約権を割り当てる日

平成23年7月19日

13．新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを14．に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

前 の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて15．に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14．新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

15．新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16．新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17．本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18．本要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19．その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第3回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第3回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成53年7月19日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者が平成52年7月19日に至るまでに、上記に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成52年7月20日から平成53年7月19日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、発行要項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8．新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

7．に準じて決定する

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

6．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

8．に準じて決定する。

11．新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12．新株予約権を割り当てる日

平成28年10月3日

13．その他

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第4回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第4回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び から の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：平成24年7月18日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格(X)：1円

予想残存期間(t)：15年

ボラティリティ(σ)：11年1ヶ月間（平成13年7月5日から平成24年7月17日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(λ)：直近年度の配当総額 ÷ 上記 で定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5．新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月19日から平成54年7月18日までとする。

6．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者が平成53年7月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成53年7月19日から平成54年7月18日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10．に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10．に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8．新株予約権の取得条項

当社は、以下の、
、
、
又は
の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

7．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

6．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

8．に準じて決定する。

11．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12．新株予約権を割り当てる日

平成24年7月18日

13．新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを14．に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

前 の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて15．に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14．新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

15．新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16．新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17．本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18．本要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19．その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第4回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第4回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成54年7月18日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者が平成53年7月18日に至るまでに、上記に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成53年7月19日から平成54年7月18日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、発行要項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8．新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

7．に準じて決定する

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

6．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

8．に準じて決定する。

11．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12．新株予約権を割り当てる日

平成28年10月3日

13．その他

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする（なお、新株予約権の目的である株式の総数は、当初226,000株とする。）。

なお、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない付与株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げ）、または割当日の終値（当該日に終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株の発行又は自己株式を処分する場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における大阪証券取引所又はその時点における当社普通株式が上場している金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたりの払込金額」を「1株あたりの処分金額」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めるときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1) 及び に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

4．新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び から の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：平成25年5月1日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格(X)：第5項に定める算式により決定した価格

予想残存期間(t)：4.5年

ボラティリティ(σ)：過去4.5年間（平成20年11月1日から平成25年5月1日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(λ)：直近年度の配当総額÷上記 で定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5．新株予約権を行使することができる期間

平成27年3月28日から平成32年3月27日までとする。

6．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合には、当該地位を喪失した時から1年間に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が上記5．の期間中に死亡した場合には、相続人が新株予約権を承継して、行使できるものとする。ただし、相続人が行使できる新株予約権は、新株予約権者が死亡時において行使可能であった新株予約権に限るものとする。

(4) 上記のほか、新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他については新株予約権割当契約において定めるものとする。

7．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8．新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の ～ に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記7．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記6．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記8．に準じて決定する。

11．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12．新株予約権を割り当てる日

平成25年5月1日

13．新株予約権の行使請求及び払込みの方法

(1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを下記14．に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

(2) 上記(1)に定める「新株予約権行使請求書」の提出とともに、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて、下記15．に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に、当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14．新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

15．新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16．新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17．本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18．本要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19．その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない付与株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、420円とし、新株予約権の割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株の発行又は自己株式を処分する場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所又はその時点における当社普通株式が上場している金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたりの払込金額」を「1株あたりの処分金額」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1) 及び に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

5 . 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成32年3月27日までとする。

6 . 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合には、当該地位を喪失した時から1年間に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権者が上記5 . の期間中に死亡した場合には、相続人が新株予約権を承継して、行使できるものとする。ただし、相続人が行使できる新株予約権は、新株予約権者が死亡時において行使可能であった新株予約権に限るものとする。

(4) 上記のほか、新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他については新株予約権割当契約において定めるものとする。

7 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8 . 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9 . 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10 . 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」と

いう。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の～に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記1.に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記7.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記6.に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記8.に準じて決定する。

11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成28年10月3日

13. その他

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第5回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第5回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び から の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：平成25年7月19日の大阪証券取引所又はその時点における当社普通株式が上場している金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格(X)：1円

予想残存期間(t)：15年

ボラティリティ(σ)：11年1ヶ月間（平成13年7月5日から平成25年7月18日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(λ)：直近年度の配当総額 ÷ 上記 で定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5．新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月20日から平成55年7月19日までとする。

6．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当ての対象者が当社取締役の場合

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当ての対象者が当社執行役員の場合

新株予約権者は、当社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記及びにかかわらず、新株予約権者が平成54年7月19日に至るまでに当社の取締役の地位を喪失した日の翌日又は当社の従業員の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日を迎えなかった場合には、平成54年7月20日から平成55年7月19日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

上記及びにかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10．に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10．に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

上記及びにかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8．新株予約権の取得条項

当社は、以下の、
、
、
又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

7．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

6．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

8．に準じて決定する。

11．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12．新株予約権を割り当てる日

平成25年7月19日

13．新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを14．に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

前 の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて15．に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14．新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

15．新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16．新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17．本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18．本要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19．その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第5回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第5回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成55年7月19日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当ての対象者が当社又は当社子会社の取締役の場合

新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当ての対象者がデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の執行役員の場合

新株予約権者は、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記及びにかかわらず、新株予約権者が平成54年7月19日に至るまでに、上記又はに規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成54年7月20日から平成55年7月19日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

上記及びにかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10.に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10.に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

上記及びにかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8．新株予約権の取得条項

当社は、以下の、
、
、
又は
の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

7．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

6．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

8．に準じて決定する。

11．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12．新株予約権を割り当てる日

平成28年10月3日

13．その他

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金399円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成30年7月1日から平成33年6月30日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成30年3月期において、営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいう。）が35億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。また、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社の取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が上記1.(3)の期間中に死亡した場合には、相続人が新株予約権を承継して、行使できるものとする。ただし、相続人が行使できる新株予約権は、新株予約権者が死亡時において行使可能であった新株予約権に限るものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 新株予約権の割当日

平成26年7月18日

3. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記

1.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記1.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記1.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記1.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記1.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記3.に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以 上

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金399円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成30年7月1日から平成33年6月30日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成30年3月期において、営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいう。）が35億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。また、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社の取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が上記1.(3)の期間中に死亡した場合には、相続人が新株予約権を承継して、行使できるものとする。ただし、相続人が行使できる新株予約権は、新株予約権者が死亡時において行使可能であった新株予約権に限るものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 新株予約権の割当日

平成28年10月3日

3. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記1.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記

1.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記1.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記1.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記1.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記1.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記3.に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

6．その他

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第6回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第6回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び から の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：平成26年7月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格(X)：1円

予想残存期間(t)：15年

ボラティリティ(σ)：13年1ヶ月間（平成13年7月5日から平成26年7月17日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(λ)：直近年度の配当総額 ÷ 上記 で定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5．新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月19日から平成56年7月18日までとする。

6．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当ての対象者が当社取締役の場合

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当ての対象者が当社執行役員の場合

新株予約権者は、当社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記及びにかかわらず、新株予約権者が平成55年7月18日に至るまでに当社の取締役の地位を喪失した日の翌日又は当社の従業員の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日を迎えなかった場合には、平成55年7月19日から平成56年7月18日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

上記及びにかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10．に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10．に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

上記及びにかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8．新株予約権の取得条項

当社は、以下の、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

7．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

6．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

8．に準じて決定する。

11．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12．新株予約権を割り当てる日

平成26年7月18日

13．新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを14．に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

前 の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて15．に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14．新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

15．新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16．新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17．本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18．本要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19．その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第6回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第6回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成56年7月18日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当ての対象者が当社又は当社子会社の取締役の場合

新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当ての対象者がデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の執行役員の場合

新株予約権者は、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記及びにかかわらず、新株予約権者が平成55年7月18日に至るまでに、上記又はに規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成55年7月19日から平成56年7月18日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

上記及びにかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10.に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10.に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

上記及びにかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

7. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

6. に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

8．に準じて決定する。

11．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12．新株予約権を割り当てる日

平成28年10月3日

13．その他

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第7回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第7回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び から の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：平成27年7月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格(X)：1円

予想残存期間(t)：15年

ボラティリティ(σ)：14年1ヶ月間（平成13年7月5日から平成27年7月16日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(λ)：直近年度の配当総額 ÷ 上記 で定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5．新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月18日から平成57年7月17日までとする。

6．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当ての対象者が当社取締役の場合

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当ての対象者が当社執行役員の場合

新株予約権者は、当社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記及びにかかわらず、新株予約権者が平成56年7月17日に至るまでに当社の取締役の地位を喪失した日の翌日又は当社の従業員の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日を迎えなかった場合には、平成56年7月18日から平成57年7月17日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

上記及びにかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10．に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10．に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

上記及びにかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8．新株予約権の取得条項

当社は、以下の、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

7．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

6．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

8．に準じて決定する。

11．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12．新株予約権を割り当てる日

平成27年7月17日

13．新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを14．に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

前 の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて15．に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14．新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

15．新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16．新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17．本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18．本要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19．その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第7回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第7回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成57年7月17日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当ての対象者が当社又は当社子会社の取締役の場合

新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当ての対象者がデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の執行役員の場合

新株予約権者は、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記及びにかかわらず、新株予約権者が平成56年7月17日に至るまでに、上記又はに規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成56年7月18日から平成57年7月17日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

上記及びにかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10.に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10.に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

上記及びにかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8．新株予約権の取得条項

当社は、以下の、
、
、
又は
の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

7．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

6．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

8．に準じて決定する。

11．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12．新株予約権を割り当てる日

平成28年10月3日

13．その他

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第8回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第8回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び から の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：平成28年4月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格(X)：1円

予想残存期間(t)：15年

ボラティリティ(σ)：14年9ヶ月間（平成13年7月5日から平成28年4月14日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(λ)：直近年度の配当総額 ÷ 上記 で定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5．新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月16日から平成58年4月15日までとする。

6．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当ての対象者が当社取締役の場合

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当ての対象者が当社執行役員の場合

新株予約権者は、当社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記及びにかかわらず、新株予約権者が平成57年4月15日に至るまでに当社の取締役の地位を喪失した日の翌日又は当社の従業員の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日を迎えなかった場合には、平成57年4月16日から平成58年4月15日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

上記及びにかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10．に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10．に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

上記及びにかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8．新株予約権の取得条項

当社は、以下の、
、
、
又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

7．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

6．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

8．に準じて決定する。

11．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12．新株予約権を割り当てる日

平成28年4月15日

13．新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを14．に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

前 の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて15．に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14．新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

15．新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16．新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17．本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18．本要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19．その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第8回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第8回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成58年4月15日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当ての対象者が当社又は当社子会社の取締役の場合

新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当ての対象者がデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の執行役員の場合

新株予約権者は、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記及びにかかわらず、新株予約権者が平成57年4月15日に至るまでに、上記又はに規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成57年4月16日から平成58年4月15日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

上記及びにかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10.に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10.に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

上記及びにかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8．新株予約権の取得条項

当社は、以下の、
、
、
又は
の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

7．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

6．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

8．に準じて決定する。

11．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12．新株予約権を割り当てる日

平成28年10月3日

13．その他

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

株式会社アイレップ 第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社アイレップ第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 5000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

3. 各新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

4. 新株予約権の発行日

平成17年11月1日（火曜日）

5. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的たる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金50円とする。

なお、新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価（ただし、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成19年9月30日から平成29年9月20日まで。

7. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社取締役、監査役又は従業員の何れかの地位を保有していることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。但し、取締役会が特に認めた相続の場合は、この限りでない。

- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 8．新株予約権の消却事由及び条件
- (1) 新株予約権者が上記7．に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、その新株予約権を無償で消却することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は、新株予約権の全部を無償で消却することができる。
- 9．新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
- 10．新株予約権証券
- 新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行する。
- 11．新株予約権の行使により新株を発行する場合においてその新株の発行価額中資本に組入れない額
- 新株の発行価額から資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、新株の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げた額とする。
- 12．新株予約権の行使により新株を発行する場合においてその新株に対する最初の利益配当金又は中間配当金
- 新株予約権の行使が10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、4月1日から翌年9月30日までになされたときは4月1日に、それぞれ新株の発行があったものとみなしてこれを支払う。
- 13．完全親会社となる会社への新株予約権の承継
- 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権に係る義務は、株式交換の日又は株式移転の日完全親会社となる会社に承継される。但し、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
- (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。
行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使期間
上記6．に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記6．に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び条件
上記7．及び8．に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。
- 14．新株予約権の行使のための払込取扱銀行及びその取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店
- 15．その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、代表取締役に一任する。

以 上

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 4150株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

3. 各新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

4. 新株予約権の発行日

平成28年10月3日

5. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的たる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は金60円とする。

なお、新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価(ただし、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成28年10月3日から平成29年9月20日まで。

7. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員の何れかの地位を保有していることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。但し、取締役会が特に認めた相続の場合は、この限りでない。

- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 8．新株予約権の取得条項
- (1) 新株予約権者が上記7．に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 9．新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
- 10．新株予約権の行使により新株を発行する場合においてその新株の発行価額中資本に組入れない額
- 新株の発行価額から資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、新株の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げた額とする。
- 11．新株予約権の行使により新株を発行する場合においてその新株に対する最初の剰余金の配当等
- 新株予約権の行使が10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、4月1日から翌年9月30日までになされたときは4月1日に、それぞれ新株の発行があったものとみなしてこれを支払う。
- 12．完全親会社となる会社への新株予約権の承継
- 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権に係る義務は、株式交換の日又は株式移転の日完全親会社となる会社に承継される。但し、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
- 完全親会社の普通株式
- (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
- 株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
- 行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。
- 行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使期間
- 上記6．に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記6．に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得条項
- 上記7．及び8．に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。
- 13．その他
- その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	D A C	アイレップ
株式移転比率	1	0.83

(注) 1 . 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

D A C の普通株式 1 株に対して当社の普通株式 1 株を、アイレップの普通株式 1 株に対して当社の普通株式 0.83株を割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率は算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上変更することがあります。

なお、当社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、D A C 又はアイレップの株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法234条その他関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注) 2 . 当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式：71,372,480株

上記はD A C の発行済株式総数53,442,300株（平成28年3月31日時点）及びアイレップの発行済株式総数27,780,000株（平成28年3月31日時点）に基づいて記載しております。但し、D A C 及びアイレップは、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、D A C が平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式4,864,900株、アイレップが平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式316,047株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までにD A C 又はアイレップの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(注) 3 . 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転によりD A C 及びアイレップの株主の皆様は割り当てられる当社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、当社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、D A C の株式を100株以上、又はアイレップの株式を121株以上保有するなどして、本株式移転により当社の株式の単元株式数である100株以上の当社の株式の割当てを受けるD A C 又はアイレップの株主の皆様に対しては、引き続き当社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の当社の株式の割当てを受けるD A C 又はアイレップの株主の皆様につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株の数と合わせて1単元となる数の株式を当社から買い増すことも可能です。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

算定の基礎

D A C 及びアイレップは、本株式移転に用いられる株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、各々が独立した第三者算定機関に意見を求めることとし、D A C は大和証券株式会社（以下、「大和証券」といいます。）を、アイレップは山田F A S 株式会社（以下、「山田F A S」といいます。）を選定し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

大和証券は、D A C 及びアイレップが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「D C F 法」といいます。）も併せて採用いたしました。

各手法による株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、D A Cの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てる場合に、アイレップの普通株式1株に対して割り当てられる当社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	0.71～0.87
D C F法	0.62～0.86

なお、市場株価法では、平成28年5月10日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値平均株価を採用しております。

また、大和証券がD C F法による分析に用いたD A Cの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されており、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成27年3月期から平成28年3月期にかけて、インターネット関連事業及びインベストメント事業等の貢献により営業利益が約125%増加することが見込まれています。また、大和証券がD C F法による分析に用いたアイレップの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されており、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成29年12月期から平成30年12月期にかけて、足元の利益率の改善と業務効率化への取り組みにより営業利益が約31%増加すると見込まれています。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。大和証券の株式移転比率の算定は、平成28年5月10日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討又は作成されたことを前提としています。

なお、大和証券が提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転の公正性について意見を表明するものではありません。

一方、山田F A Sは、D A C及びアイレップが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を算定に反映するためD C F法も併せて採用いたしました。各手法における株式移転比率の算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、D A Cの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てる場合に、アイレップの普通株式1株に対して割り当てられる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	0.71～0.87
D C F法	0.61～0.89

市場株価法では、平成28年5月10日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。

D C F法では、D A Cについては、D A Cが作成した財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は、負債と資本の比率を1.0対6.5と想定し、6.71%～8.21%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%としています。一方、アイレップについては、アイレップが作成した財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は、負債と資本の比率を1.0対18.4と想定し、7.18%～8.78%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%としています。

なお、山田F A SがD C F法による分析に用いたD A Cの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されており、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成27年3月期から平成28年3月期にかけて、インターネット関連事業及びインベストメント事業等の貢献により営業利益が約125%増加することが見込まれています。また、山田F A SがD C F法による分析に用いたアイレップの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されており、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成29年12月期から平成30年12月期にかけて、足元の利益率の改善と業務効率化への取り組みにより営業利益が約31%増加すると見込まれています。

山田F A Sは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報（財務予測を記載した利益計画を含む）及び一般に公開された情報等をそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討又は作成されたことを前提としています。

なお、山田F A Sが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転の公正性について意見を表明するものではありません。

算定の経緯

上記のとおり、D A Cは大和証券に、アイレップは山田F A Sに、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関から提出された株式移転比率についての専門家としての算定結果及び助言を参考に、それぞれ、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について協議を重ねた結果、最終的に上記の株式移転比率が妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成28年5月11日に開催された両社の取締役会において、本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

但し、株式移転比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社の協議により変更することがあります。

算定機関との関係

D A Cの算定機関である大和証券及びアイレップの算定機関である山田F A Sは、いずれもD A C及びアイレップの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式移転に際して、D A C及びアイレップが既に発行している新株予約権については、各新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わる当社の新株予約権を割当て交付いたします。

なお、D A C及びアイレップは、新株予約権付社債を発行していません。

公正性を担保するための措置

D A Cは、アイレップの親会社に該当することから、その公平性・妥当性を担保するために、両社は上記 から までに記載のとおり、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考に、慎重に検討し、交渉・協議を行い、その結果合意された株式移転比率により本株式移転を行うことを、それぞれの取締役会において決議いたしました。

なお、両社は、第三者算定機関より、合意された株式移転比率がそれぞれの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

また、両社は、法務アドバイザーとして、D A Cは森・濱田松本法律事務所を、アイレップは中村・角田・松本法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の方法及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

利益相反を回避するための措置

アイレップにおいては、D A Cがアイレップの発行済株式総数の56.97%（平成27年9月30日現在）の株式を保有する親会社であり、また、株式会社博報堂D Yホールディングスが同社の子会社である株式会社博報堂D Yメディアパートナーズ及びD A Cを通じてアイレップの発行済株式総数の64.81%（平成27年9月30日現在。間接保有分を含みます。）を保有する親会社であることから、アイレップは、本株式移転に際して、上記に記載の措置のほか、利益相反防止の観点から以下の措置をとっております。

ア アイレップにおける利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

アイレップの取締役のうち、D A Cの取締役を兼任している矢嶋弘毅氏、島田雅也氏、高梨秀一氏及び三神正樹氏ならびに本株式移転に関する交渉が開始された時点でアイレップ及びD A Cの親会社である株式会社博報堂D Yホールディングスの子会社である株式会社博報堂に所属していた北爪宏彰氏については、利益相反防止の観点からアイレップの取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加しておらず、アイレップの立場においてD A Cとの協議・交渉に参加しておりません。また、平成28年5月11日開催のアイレップの取締役会においては、利益相反防止の観点から本株式移転に関する審議及び決議に参加しない矢嶋弘毅氏、島田雅也氏、高梨秀一氏、三神正樹氏及び北爪宏彰氏を除いた出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。

また、アイレップの監査役のうち、D A Cの取締役を兼任している大塔達也氏は、利益相反防止の観点から、上記の取締役会における本株式移転に関する審議に参加しておりません。なお、アイレップの上記取締役会においては、大塔達也氏を除いたアイレップの監査役の全員が本株式移転計画の作成について異議がない旨の意見を述べております。

イ アイレップにおける独立した第三者委員会からの答申書の取得

さらに、アイレップの取締役会は、D A Cならびにアイレップ及びD A Cの親会社である株式会社博報堂D Yホールディングス及びその子会社（株式会社博報堂D Yメディアパートナーズ及び株式会社博報堂を含みます。以下同じです。）と利害関係を有しないアイレップの社外取締役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規定第436条の2に規定する独立役員である杉山全功氏、同じくD A Cならびにアイレップ及びD A Cの親会社である株式会社博報堂D Yホールディングス及びその子会社と利害関係を有しない西山茂氏（早稲田大学大学院経営管理研究科教授、公認会計士）及び成瀬直邦氏（佐藤総合法律事務所、弁護士）の3名から構成される第三者委員会（以下、「本第三者委員会」）を設置し、本株式移転の目的の合理性、本株式移転の手続きの公正性、本株式移転の経済的条件の妥当性等の観点から、本株式移転を実施する旨の取締役会決議を行うことがアイレップの少数株主（D A C及び株式会社博報堂D Yメディアパートナーズを除くアイレップの株主をいいます。以下、同じです。）にとって不利益ではないか、について諮問しました。

本第三者委員会は、平成28年3月22日から平成28年5月10日までに、会合を合計5回開催し、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本第三者委員会は、かかる検討にあたり、第三者算定機関である山田F A Sによる株式移転比率の算定結果を入手するとともに、アイレップより、本株式移転の背景及び目的、本株式移転の条件を検討・交渉する体制、株式移転比率を含む本株式移転の諸条件の交渉経緯及び決定過程、アイレップの事業計画、ならびに法務アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から助言を受けた内容について説明を受けています。また、本第三者委員会は、D A Cに対しても質疑応答を実施し、D A Cから本株式移転の背景及び目的、本株式移転の条件を検討・交渉する体制等について説明を受けています。本第三者委員会は、かかる経緯の下、平成28年5月10日付で、()上記 に関しては、本株式移転が、アイレップの企業価値向上に資しないとすべき特段の事情は認められず、また、本株式移転の目的が、アイレップの少数株主にとって、合理的でないとすべき特段の事情は認められないこと、()上記 に関しては、本株式移転の条件を検討・交渉する体制、本株式移転の株式移転比率を含む共同株式移転の諸条件の交渉経緯及び決定過程等において、公正性を疑わせる事情はなく、本株式移転の手続きが、アイレップの少数株主にとって、公正でないとすべき特段の事情は認められないこと、()上記 に関しては、山田F A Sによる株式移転比率の算定結果その他の事項を踏まえ、本株式移転における株式移転比率が、0.83であることにつき、アイレップの少数株主にとって、不利益だとすべき特段の事情は認められないこと、()上記 ()乃至()を踏まえ、本株式移転がアイレップの少数株主に及ぼす影響を検討すると、本株式移転を実施する旨の取締役会決議を行うことがアイレップの少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨を内容とする答申書を、アイレップ取締役会に対して提出しております。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

DAC及びアイレップの定款においては、それぞれの単元未満株式を有する株主はその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことをそれぞれに請求すること（いわゆる単元未満株式の買増請求）ができる旨の規定はありませんが、当社の定款においてはかかる規定があります。

また、DAC及びアイレップの定款においては、剰余金の配当につき、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる旨の規定がありますが、当社の定款においては、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨の規定があります。

6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

該当事項はありません。

7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

DAC又はアイレップの株主が、その有するDACの普通株式又はアイレップの普通株式につき、DAC又はアイレップに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、DACの株主は平成28年6月27日に開催予定の定時株主総会（DAC）に先立って、アイレップの株主は平成28年7月7日に開催予定の臨時株主総会（アイレップ）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれDAC又はアイレップに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、DAC又はアイレップが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

ア DAC

議決権の行使の方法としては、平成28年6月27日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送、インターネット等によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成28年6月24日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、DACに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

インターネット等による議決権の行使は、DACの指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスし、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を入力し、上記の行使期限までに議決権を行使することが必要となります。

議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱い、議決権行使書用紙により議決権を行使し、インターネット等でも議決権を行使した場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとし、また、インターネット等で議決権行使を複数回行った場合は、最後の議決権行使を有効なものとし、

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、定時株主総会開催日の3日前までに、DACに対してその有する不統一行使を行う旨及びその理由を通知する必要があります。また、DACは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

イ アイレップ

議決権の行使の方法としては、平成28年7月7日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成28年7月6日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、アイレップに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、臨時株主総会開催日の3日前までに、アイレップに対してその有する不統一行使を行う旨及びその理由を通知する必要があります。また、アイレップは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、基準時におけるD A C及びアイレップの株主に割当てられます。

株主は、自己のD A C又はアイレップの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

本株式移転に際して、D A C及びアイレップが既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

また、両社は、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

8【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、D A Cにおいてはアイレップの、アイレップにおいてはD A Cの最終事業年度に係る計算書類等の内容、D A Cにおいてはアイレップの、アイレップにおいてはD A Cの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下、「重要な財産の処分等」といいます。）並びにD A CにおいてはD A Cの、アイレップにおいてはアイレップの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等を記載した書面を、D A C及びアイレップの本店に、D A Cは平成28年6月9日より、アイレップは平成28年6月22日より、それぞれ備え置く予定です。

の書類は、平成28年5月11日開催のD A C及びアイレップの取締役会において承認された本株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、D A C及びアイレップのそれぞれの新株予約権の新株予約権者が有する新株予約権に代えて交付する当社の新株予約権の内容、数、割当に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、D A Cにおいては平成28年3月期の、アイレップにおいては平成27年9月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、D A Cにおいてはアイレップの平成27年9月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、アイレップにおいてはD A Cの平成28年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。の書類は、D A CにおいてはD A Cの平成28年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、アイレップにおいてはアイレップの平成27年9月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。

これらの書類は、それぞれD A C又はアイレップの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 組織再編成に係る手続の方法及び日程

本株式移転計画承認取締役会（両社）	平成28年5月11日（水）
臨時株主総会基準日公告（アイレップ）	平成28年5月12日（木）
臨時株主総会基準日（アイレップ）	平成28年5月26日（木）
本株式移転計画承認定時株主総会（D A C）	平成28年6月27日（月）（予定）
本株式移転計画承認臨時株主総会（アイレップ）	平成28年7月7日（木）（予定）
上場廃止日（両社）	平成28年9月28日（水）（予定）
当社設立登記日（効力発生日）	平成28年10月3日（月）（予定）
当社株式新規上場日	平成28年10月3日（月）（予定）

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

普通株式について

D A C又はアイレップの株主が、その有するD A Cの普通株式又はアイレップの普通株式につき、D A C又はアイレップに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、D A Cの株主は平成28年6月27日に開催予定の定時株主総会（D A C）に先立って、アイレップの株主は平成28年7月7日に開催予定の臨時株主総会（アイレップ）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれD A C又はアイレップに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、D A C又はアイレップが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権及び新株予約権付社債について

本株式移転に際して、D A C及びアイレップが既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限り、）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

また、両社は、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

第2【統合財務情報】

1 当社

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

2 組織再編成後の当社

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、アイレップは、本株式移転の実施前においてD A Cの連結子会社であり、本株式移転実施前のD A Cの連結決算における「営業収益」の範囲と本株式移転実施後の当社の連結決算における「営業収益（または、売上高）」の範囲に相違は生じない見込みであります。

本株式移転は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号（平成25年9月13日 企業会計基準委員会））における「共通支配下取引等」に該当する見込みですが、詳細な会計処理については現時点において未定です。

3 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。

(1) D A C

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (千円)	82,785,163	96,319,867	105,335,780	117,463,668	144,980,127
経常利益 (千円)	2,295,507	1,704,512	2,017,512	2,518,191	4,974,304
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,369,844	804,684	2,022,664	1,050,685	2,026,564
包括利益 (千円)	1,842,198	944,188	2,956,627	2,867,142	4,203,694
純資産額 (千円)	16,453,943	16,472,800	20,045,060	22,998,601	25,437,911
総資産額 (千円)	31,545,626	31,344,755	37,499,834	43,897,825	54,252,635
1株当たり純資産額 (円)	221.73	232.69	275.98	313.35	343.95
1株当たり当期純利益金額 (円)	27.27	16.57	41.66	21.64	41.73
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	27.08	16.39	41.24	21.37	41.18
自己資本比率 (%)	34.1	36.0	35.7	34.7	30.8
自己資本利益率 (%)	12.6	7.3	16.4	7.3	12.7
株価収益率 (倍)	9.59	22.21	10.71	22.04	19.51
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,817,508	309,376	1,512,481	2,625,413	4,634,722
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	80,287	2,688,414	1,660,640	2,264,339	3,551,628
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,178,922	654,813	3,576,100	1,020,951	184,585
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	9,573,605	6,595,701	9,982,170	11,421,950	12,642,512
従業員数 (名)	1,185	1,312	1,424	1,695	1,880
(外、臨時従業員数)	(200)	(215)	(188)	(190)	(183)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 臨時従業員数は、平均臨時雇用者数を記載しております。

3. 平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

- 4．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
- 5．本表には平成28年3月期の数値を記載しており、これらにつきましては金融商品取引法に基づく監査終了前の数値となります。

(2) アイレップ

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月
売上高 (千円)	24,983,428	37,761,896	47,390,449	53,615,044	58,023,623
経常利益 (千円)	767,780	930,655	967,262	509,522	737,545
当期純利益 (千円)	426,857	579,794	584,846	314,496	319,162
包括利益 (千円)	545,455	494,643	634,168	325,814	294,071
純資産額 (千円)	2,492,963	2,951,211	3,510,590	3,940,774	4,237,103
総資産額 (千円)	6,393,780	9,429,959	11,638,886	12,501,179	14,820,023
1株当たり純資産額 (円)	182.88	107.89	127.94	138.86	149.61
1株当たり当期純利益金額 (円)	31.47	21.26	21.35	11.47	11.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	31.03	21.00	21.10	11.34	11.53
自己資本比率 (%)	39.0	31.3	30.1	30.5	27.7
自己資本利益率 (%)	19.11	21.30	18.11	8.60	8.06
株価収益率 (倍)	8.49	17.15	25.76	31.38	18.15
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	89,117	1,306,706	597,369	131,289	675,286
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	217,533	330,906	200,389	365,661	366,020
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	172,431	36,382	725,263	39,608	42,273
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,548,630	2,488,047	3,608,739	3,330,162	3,617,070
従業員数 (人)	259	330	352	451	523
(外、平均臨時雇用者数)	(4)	(1)	(1)	(29)	(7)

(注) 1．売上高には、消費税等は含まれておりません。

2．平成24年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき500株の株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3．平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりであります。

2【沿革】

平成28年5月11日 D A C及びアイレップは、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本株式移転計画を作成いたしました。

平成28年6月27日 D A Cの定時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定です。

平成28年7月7日 アイレップの臨時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定です。

平成28年10月3日 D A C及びアイレップが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、D A C及びアイレップの沿革につきましては、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成27年6月25日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）に記載のとおりです。

3【事業の内容】

当社は、インターネット等デジタルネットワーク上の広告スペースの購入、販売等およびインベストメント事業並びにリスティング広告、検索エンジン最適化及びその他周辺サービスの提供等を行う会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する事業等を行う予定です。

また、完全子会社となるD A C及びアイレップの事業の内容は以下のとおりです。

(1) D A C

D A Cグループは、D A C、連結子会社43社及び持分法適用関連会社28社により構成されており、「インターネット関連事業」、「インベストメント事業」の2つの区分で管理しております。

なお、これらの区分は連結財務諸表の注記事項に記載のセグメントの区分と同一の記載です。

D A Cグループの事業の概要並びに事業系統図は以下のとおりです。

インターネット関連事業

インターネット関連事業は、以下の3領域を事業ドメインとしております。

ア エージェント領域

エージェント領域は、媒体社の代理ないし広告主・広告会社の代理として、インターネット広告のプランニング（企画）やバイイング（購入実施）を中心とした広告サービスを提供する事業分野です。グループ内では、D A C、アイレップ、ユナイテッド(株)、(株)プラットフォーム・ワン、(株)アド・プロ、北京迪愛慈広告有限公司等の事業がこの領域に該当します。

イ D A S（Diversified Advertising Service）領域

D A S領域は、媒体社や広告主・広告会社等に対して、テクノロジーサービス、クリエイティブサービス、コンサルティングサービスといった広告関連ソリューションを提供する事業分野です。デジタル広告における最新技術の導入支援や広告出稿管理ツールの提供といったテクノロジーサービスや、サイト分析に基づくサイトの最適化やサイト制作等、顧客のニーズに即したソリューションサービスの提供等を行っております。グループ内ではD A C、(株)博報堂アイ・スタジオ、(株)トーチライト等の事業がこの領域に該当します。

ウ メディア領域

メディア領域は、媒体社としてのサービス提供・ビジネス関与を行う事業分野です。D A Cグループにおいては、ユナイテッド(株)等の事業がこの領域に該当します。

なお、上記の3領域には重複する部分があり、D A Cグループ各社は複数の領域において事業を展開しております。

インベストメント事業

インベストメント事業は、主に創業後間もない時期のインターネットビジネスに携わるベンチャー企業への投資を行う事業分野です。D A Cグループ内では、D A C、ユナイテッド(株)の事業がこの事業に該当します。

(2) アイレップ

アイレップグループ（アイレップおよび連結子会社）は、ユーザーが主体的に情報を収集、選別、発信し、自らの情報体験のイニシアティブを握っていくユーザー主導社会において、ある商品・サービスの情報を求めているユーザー、興味・関心を持つユーザーに対して、必要な情報が最適に流通している状態を理想とし、その理想を世界で一番多く創り出す企業グループを形成していきたいと考えております。

この基本方針により、デジタルマーケティング領域を担当するアイレップは、検索エンジンマーケティング（Search Engine Marketing、以下SEM）領域に新たな広告事業、ソリューション事業を加えることで、「ユーザーへの最適な情報流通を通じ、クライアント企業のビジネス成果を最大化へと導く国内ナンバーワンエージェンシー」の立場を確固たるものとします。また連結子会社を通じ、米国・APAC・中国を対象としたグローバル展開を本格化いたします。

なお、アイレップグループはいずれもデジタルマーケティング事業を展開しており、本事業は広告代理、ソリューション、ツール、その他の4つのサービス領域によって成り立ちます。当社は、これらのサービスをワンストップで提供し、集客から成果創出までクライアント企業のデジタルマーケティングをトータルにサポートしております。

広告代理

当サービスは、運用型広告を中心に取り扱っています。

運用型広告とは、広告技術を駆使することでユーザーの興味・関心に適した広告が配信でき、広告の出稿状況やコスト、成果の情報などから広告の費用対効果をリアルタイムで把握することができる広告をさします。アイレップでは、単なる広告枠の取次代理にとどまらず、クライアント企業の広告効果を高めるための適切なターゲティングやリアルタイムでの広告内容の調整（広告の運用）といった付加価値の高いサービスを提供しています。ターゲットユーザー一人ひとりのニーズに合わせた広告配信の最適化に資するノウハウを数多く保有しており、これがアイレップの強みとなっています。

現在では、運用型広告の主要メディアの一つであるヤフー株式会社から最高ランク「五つ星保有正規代理店」（平成27年10月現在）として指定されています。

ソリューション

当サービスでは、主にSEO（Search Engine Optimization：検索エンジン最適化）やWeb解析（サイト訪問者の行動分析）、ランディングページ（Landing Page）を中心としたWebサイトの制作などを行っています。

SEOは、検索されたキーワード（ユーザーの検索意図と合致するキーワード）と関連性が高く、最適なページを表示させるためのWebマーケティングにおけるSEM手法の1つで、Googleなどの検索エンジンで利用されているアルゴリズム（検索キーワードに対して最適なページを判定するための処理手順）を推察し、そのアルゴリズムに対して最適な形でWebサイト内のキーワードの配置やリンク構造の変更といったことを行うため、Web制作、アルゴリズム解析などに関する深い理解と技術が必要となります。

アイレップは検索エンジンマーケティングに関する専門的な研究を手がけるシンクタンクであるSEM総合研究所を中心に最新技術を常に研究し、クライアント企業のマーケティング戦略に沿った、効果の高いSEO、即ちクライアント企業の収益最大化に繋がるキーワード選定、Webサイト構築、コンテンツ提案、あらゆる角度からのコンサルティングを行います。また、検索アルゴリズムの進化や最新のマーケティング動向を鑑み、最近ではコンテンツマーケティングなどへと取組みを拡大しています。

ユーザーが広告をクリックして最初に現れるWebサイトの「受けページ」

ツール

当サービスでは、国内外の優れたプラットフォームをクライアント企業のKPIや予算に合わせて導入し、運用の効率化を推進しています。加えて、子会社である㈱アクイジオジャパンを通じて広告主や代理店へと同社が開発したプラットフォームの販売をおこなっていくことで、クライアント企業におけるデジタルマーケティングの効率化を支援しています。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるDAC及びアイレップの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「（2）提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるD A C及びアイレップにおける平成28年3月31日現在の従業員の状況は以下のとおりです。

D A C

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
インターネット関連事業	1,855 (178)
インベストメント事業	4 (2)
全社共通（管理部門）	21 (3)
合計	1,880 (183)

(注) 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当連結会計年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2．従業員数が前連結会計年度末に比べて185名増加しているのは、主に業務拡大に伴う採用の増加によるものであります。

アイレップ

平成28年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数（人）
デジタルマーケティング部門	482 (8)
管理部門	45 (-)
合計	527 (8)

(注) 1．従業員数は、就業人員であります。

2．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間）であります。

3．臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含み派遣社員を除いております。

(3) 労働組合の状況

当社の状況

当社は新設会社ですので、未定です。

連結会社の状況

当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの労働組合の状況（平成28年3月31日現在）は以下のとおりです。

ア D A C

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

イ アイレップ

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの業績等の概要については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成27年6月25日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（D A Cにおいては平成27年8月5日、平成27年11月6日および平成28年2月5日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの生産、受注及び販売の状況については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成27年6月25日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（D A Cにおいては平成27年8月5日、平成27年11月6日および平成28年2月5日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの対処すべき課題については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成27年6月25日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（D A Cにおいては平成27年8月5日、平成27年11月6日および平成28年2月5日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

4【事業等のリスク】

有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本届出書提出日（平成28年6月8日）現在において判断したものであります。

（1）経営統合に関するリスク

当社の設立は平成28年10月3日を予定しており、現在経営統合に向けた準備をD A C及びアイレップで進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（2）D A Cの事業等のリスク

D A Cの経営成績、財政状態等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

事業環境に関するリスク

ア 経済状況及びインターネット広告業界の変動について

インターネット広告市場は、個人及び法人等によるインターネット利活用の進展とともに拡大してきています。今後もこの傾向は継続すると考えられますが、市場拡大が阻害されるような要因が発生した場合、D A Cグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、インターネット広告業界に限らず広告業界は、景気変動の影響を敏感に受ける傾向があります。景気が悪化した場合や企業業績が思わしくない状況が継続する場合は、D A Cグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

イ 法的規制について

新たな法規制の制定や業界内の自主規制の制定によりD A Cグループが行う各事業が制約を受けることとなる場合、D A Cグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

ウ 為替変動リスクについて

DACグループは、アジア地域における事業展開を拡大しており、急激な為替レートの変動は、地域間の企業取引および海外拠点における商品価格やサービスコストに影響し、売上高や損益等の業績に影響を与えます。

また、海外における投資資産や負債価値は、連結財務諸表上で日本円に換算されるため、為替レートの変動は、換算差による影響が生じます。必要に応じて為替レートの変動に対する対策は講じておりますが、予想を超えた急激な為替レートの変動は、DACグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

エ 他社との競争について

インターネット広告における競合他社との競争は、企業グループや提携関係の再編を伴いつつ、今後も激しくなるものと予想されます。DACグループが、技術、価格、仕入等において競合他社に対する優位性を確保できなかった場合や取引先において取引の枠組みや条件の見直し等が行われた場合には、DACグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

DACグループの事業に関するリスク

ア 広告枠取引について

DACグループは、媒体社と広告会社・広告主間での取引を仲介して、インターネットやモバイルネットワーク上の広告及び関連サービスを提供しております。インターネット広告技術や広告形態等の革新に伴って、DACグループが提供するサービスと競合する有力な代替サービスが出現した場合、またはDACグループの有するノウハウや知識等が陳腐化した場合には、DACグループが提供するサービスの優位性や競争力が損なわれ、DACグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、DACグループでは、媒体社から一定期間にわたって買い取った広告枠（買切り枠）を広告会社に販売することがあります。このような取引にあたっては、事前にシミュレーションを重ね、実施するかの判断を慎重に行い、買切り枠を確実に販売するよう努めておりますが、事業の状況により適正価格で販売できる取引先を見つけることができない場合には収益をひっ迫し、DACグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

イ グループ会社を通じた事業展開について

DACグループは、「エージェンツ領域（媒体社または広告主・広告会社の代理としての立場から行うサービス領域）」、「DAS領域（Diversified Advertising Service：広告関連のテクノロジーやクリエイティブサービスを提供する事業領域）」、「メディア領域（媒体の開発・運営を行う事業領域）」の各領域において、グループ会社を通じた事業展開を行っています。

今後につきましても、特定の分野に強みをもつ会社の設立・買収・出資等によりグループ関係を構築し、機動的な事業運営を行っていく予定ですが、業況の推移によっては各社で損失が発生する可能性があります。その場合、DACグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

ウ 海外展開について

DACグループは、アジア地域を中心に海外での事業を展開しております。対象となる地域・市場では、戦争やテロといった国際政治に関わるリスク、対象国でのDACグループ事業活動に対する規制の改定・新設に起因するリスク、為替変動や貿易不均衡といった経済に起因するリスク、文化や商習慣の違いから生ずる労務問題や疾病といった社会的なリスクが、予想をはるかに超える水準で不意に発生する可能性があります。また、商習慣の違いにより、取引先との関係構築においても未知のリスクが潜んでいる可能性があります。こうしたリスクが顕在化した場合、事業の縮小や停止、停滞等を余儀なくされ、DACグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

エ 新規の事業展開について

DACグループは、インターネット広告ビジネスを中核に、既存の枠にとらわれずに積極的に事業展開を行っております。新たな事業を開始する際には、その採算性や将来性を合理的に判断したうえで経営資源の投入を行っていますが、既存事業と比較すると事業活動及び成果の不確実性が大きいいため、当初の計画通りには事業が推移しない可能性があります。その場合には、投下資本の回収が困難になる、または長期化することにより、DACグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

事業遂行体制に関するリスク

ア 人的資源について

DACグループの取締役及び執行役員は、経営戦略の立案・決定や事業開発等において重要な役割を果たしております。このため、現在の取締役及び執行役員がDACグループから離脱した場合には、DACグループの経営に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、DACグループが今後更なる成長を遂げるには、優秀な人材を確保し、定着をはかり、継続的に育成していくことが重要と考えております。そのため、DACグループでは優秀な人材の採用及び社内教育活動に力を入れておりますが、退職者の増加や採用活動の不振等により優秀な人材が確保できない場合や教育活動が功を奏しない場合には、DACグループの事業遂行に影響を及ぼす可能性があります。

イ 機密情報の管理について

DACグループでは、事業活動を通じて取引先の公開前の情報、会員登録等を通じて個人情報等の機密性の高い情報を取得することがあります。このような機密性の高い情報を適切に管理するため、DACグループで定めた「情報セキュリティ基本方針」に従った情報管理に関する社内ルールの周知徹底をはかり、情報管理体制の強化に努めております。なお、当連結会計年度末現在で、DAC（東京本社および関西支社）、㈱アド・プロ、㈱博報堂アイ・スタジオがISMS（ISO27001）認証を、ユナイテッド㈱がプライバシーマーク（ISO15001）認証を取得しております。しかし、システムの欠陥や障害、不正な手段による情報へのアクセス等により、これらの機密情報の外部流出が発生した場合には、DACグループに対する損害賠償請求、DACグループの社会的信用の低下等によって、DACグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

ウ ネットワーク及びシステム障害について

DACグループではインターネット広告配信を行うために必要なシステムやサービスを管理し、これを利活用したサービスの提供及び取引先へのシステムの提供を行っております。このため、自然災害、戦争、テロ、事故、その他通信インフラの破壊や故障、サイバー攻撃等により、DACグループのシステムあるいはネットワークが正常に稼動しない場合および復旧が困難な状況が生じた場合に、DACグループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

投資に関するリスク

ア 株式市況等の影響による保有株式の価格変動等について

DACグループでは、株価変動の影響を受ける投資有価証券を保有しております。各有価証券の株価が著しく下落し、その回復が見込めない場合には、減損処理による評価損を計上し、DACグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

イ 企業への投資について

DACグループでは、国内外のインターネット関連企業及びこれに関連するノウハウを有する企業に対して、DACグループとの事業上のシナジー効果を得ることを目的に出資等の投資を実施しております。しかし、投資先企業の事業展開や業績によっては、予定したシナジーが得られず、投資の回収をはかれない可能性があります。

特に、投資先がベンチャー企業の場合は、一般的な傾向として、経営基盤が安定していない、製商品及びサービスの事業化が初期段階にあるため収益基盤が確立していない、急速な技術進歩に対応できる内部管理体制がない、創業者等の特定人物への依存が高い等のリスクを有することがあります。DACグループでは、投資対象企業に応じて必要な審査手続きを経た上で投資の可否を決定していますが、投資後に経営上の問題や欠陥等が発覚したり、計画の大幅な遅延や経営破綻に至った場合には、DACグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、投資事業としておこなっている投資については、投資額を上回る価格で当該株式等を売却できる保証はなく、また、株式流動性の低下やロックアップ条項の存在等により売却自体が制限されることも考えられます。このような場合、期待されたキャピタルゲインが実現しない可能性、投資資金を回収できない可能性および売却損が発生する可能性があり、DACグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

その他のリスク

ア 自然災害等について

DACグループでは、大規模災害時等における事業継続計画（BCP）の策定、安否確認システムの導入、防災訓練等の対策を講じております。しかし、DACグループが事業活動を展開する国や地域において、地震等の自然災害及び新インフルエンザ等の感染症が発生した場合には、DACグループの事業活動に影響を与える可能性があります。

イ 株式の希薄化について

DACではインセンティブとしてDACグループの役職員等に新株予約権（ストック・オプション）を付与しており、今後も状況に応じて発行する可能性があります。新株予約権は、役職員等の企業価値向上への意識を高め、株主の利益と一致させるためのものですが、これらの新株予約権が行使された場合に、DACの一株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、新株予約権の行使により取得した株式が市場で売却された場合は、市場の需給バランスに変動を生じ株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(3) アイレップの事業等のリスク

アイレップの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

アイレップグループの事業について

アイレップグループが主たる事業を展開する、スマートフォン端末向け広告を含むインターネット広告（総称して、以下「インターネット広告」という）市場及びアイレップの現在の主力事業であるリスティング広告を代表とする運用型広告の市場規模は急速に拡大しており、アイレップの業績も拡大傾向にあります。しかし、インターネット広告市場の成長が阻害されるような状況が生じた場合や、アドテクノロジー分野における新たな技術や手法が出現し当社グループの有するノウハウがうまく活用できない状況が生じた場合、また今後の経済環境が悪化した場合には、アイレップグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット広告業界の動向について

ア インターネット広告業界の推移について

インターネット広告市場は、インターネットの普及、インターネット利用者の増加、企業の経済活動におけるインターネット利用の増加等により高成長を続けてまいりました。このような傾向は今後も継続していくと考えておりますが、今後の日本におけるインターネット人口の推移、インターネット広告市場の成長を阻害する状況の発生、アイレップグループが提供するサービスと競合する有力な代替サービスの出現等により、このような状況が将来にわたって継続する保証はありません。また、インターネット広告業界に限らず広告業界は、一般的に景気変動の影響を敏感に受けやすい傾向があり、景況感が悪化した場合にはアイレップの業績に影響を及ぼす可能性があります。

イ 技術革新について

インターネットは歴史が浅く、またそれを取り巻く技術革新スピードは極めて速いものとなっております。これに対応するため、アイレップグループでは広告運用の自動化システムの開発や改善、最新技術や海外の動向などの情報収集に積極的に努めておりますが、インターネット関連技術又はアドテクノロジーの革新にアイレップのノウハウが追従することができなかった場合、アイレップグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

またスマートフォン端末向け広告に関して、スマートフォン端末のOS提供事業者のガイドラインの改定等により、アイレップグループの業績及び今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。

ウ 法的規制について

アイレップグループの事業に関連して、ビジネス継続に著しく重要な影響を及ぼす法規制は現在のところありません。しかし、インターネット上の情報流通や商取引、青少年のインターネットおよびスマートフォンの利用等について現在議論がなされており、今後インターネット広告関連分野で新たな法整備や既存の規制の強化等が行われることにより、アイレップグループの事業及び今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。

エ 競合について

インターネット広告業界では、従前からの競合他社との競争の他、コンサルティング会社など異業種からの参入や新興企業との競合が生じる機会も増えてきており、今後も激しくなるものと予想されます。アイレップ及びアイレップグループは、サービスの多様化、企画力及び営業提案力の強化に積極的に取り組むことにより競争上の優位性を確保していく所存であります。競合との間で顧客獲得のための価格・サービス競争の激化による収益性の低下等により、アイレップグループの財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

オ 媒体社との関係について

インターネット広告事業は、取引形態の性質上、媒体社からの仕入の依存度が高くなっております。アイレップにおいて、現状では、ヤフー株式会社（以下、「ヤフー社」という）の提供するリスティング広告である「Yahoo!プロモーション広告」及びGoogle, Inc.（以下、「グーグル社」という）の提供する「Google AdWords」の取次額（仕入金額）が下表のとおり、多くを占めております。アイレップは、ヤフー社の五つ星保有正規代理店でありグーグル社の正規代理店であるなど、アイレップグループと媒体社とは長年の継続的な取引関係が成立しており、またアイレップグループは他の媒体社によるサービスの取り扱いの強化にも努めております。しかし、ヤフー社及びグーグル社がアイレップに期待する水準の売上高を維持し続けることができずにかかる認定等を維持できない場合、媒体社の事業方針の変更等によりかかる取引が継続されない場合または取引条件が変更された場合には、アイレップグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

仕入先	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	構成比(%)	前年同期比(%)
Google, Inc. (千円)	24,216,254	46.1	10.4
ヤフー(株) (千円)	17,153,177	32.6	4.1

博報堂DYグループとの資本・業務提携について

アイレップグループの主要販売先は、博報堂DYグループ（DACおよび株式会社博報堂DYメディアパートナーズ等）であり、その売上構成比率は当連結会計年度において47.3%であります。DACはアイレップの親会社であり、株式会社博報堂DYメディアパートナーズとは資本・業務提携関係にあるため、アイレップグループとしては今後も博報堂DYグループとの事業の拡大を見込んでおります。しかし、何らかの事情によりかかる資本・業務提携を解消することとなった場合には、アイレップグループの業績に影響を与える可能性があります。

ネットワーク及びシステムリスクについて

アイレップグループは、サーバを中心とするコンピュータシステムからインターネットを介して顧客にサービスを提供しております。また、広告運用の自動化システムを活用することにより、効果的かつ効率的な広告運用を行っております。そのためアイレップグループは、コンピュータシステムに対して適切なセキュリティ手段を講じて、外部からの不正アクセスを回避するよう努めております。しかし、これらのサービスにおいて、機器の不具合、自然災害、事故、コンピュータウイルス、プログラムの瑕疵、アクセス増加による一時的な過負荷またはサイバー攻撃等により、コンピュータシステム、通信ネットワークの障害または重要データの漏えい等が発生し、サービスの停止を余儀なくされた場合には、アイレップグループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理にかかるリスクについて

アイレップは、住宅展示場サイトの運営を通じて、資料請求者の個人情報を保有しております。当社はこれらの個人情報の管理について、「個人情報の保護に関する法律」（平成17年4月施行）に則ってセキュリティ方針および社内規程を整備しており、その遵守に努めております。しかし、コンピュータシステムの瑕疵、外部からの不正な手段による当社システム内への侵入、その他何らかの事故等により個人情報が外部に漏洩した場合、アイレップに対する損害賠償請求や当社の信用の下落等によって、アイレップの業績に影響を受ける可能性があります。

新株予約権行使による株式価値希薄化のリスクについて

アイレップは、役員および従業員、外部協力者に対して、新株予約権の付与を行っております。当該新株予約権は旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成17年9月29日開催の臨時株主総会で決議されたものであります。今後、これらの新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、平成28年3月31日における新株予約権による潜在株式数は265,000株であり、同日時点の発行済株式総数27,780,000株の0.95%に相当いたします。当該新株予約権の権利行使期間は、平成17年9月29日開催の臨時株主総会決議分は平成19年9月30日から平成29年9月20日までであります。

配当政策について

環境変化の激しいインターネット広告業界においては、内部留保の充実が重要であると認識しております。他方アイレップは、株主への利益還元についても重要な経営課題と認識しており、平成26年9月期に引き続き、平成27年9月期においても期末配当を実施いたしました。今後も、経営成績及び財政状態を勘案し、内部留保とのバランスを図りながら、株主に対する利益還元を検討していく方針であります。しかしながら、今後のアイレップグループの事業が計画どおりに進展しない場合など、アイレップグループの業績が悪化した場合には、配当の実施を行えない可能性があります。

人材の確保及び育成について

アイレップグループの更なる成長のためには、優秀な人材の確保と継続的な人材育成が重要と考えております。そのため、アイレップグループでは優秀な人材の採用及び社内教育活動に力を入れると共に、社員一人一人のモチベーション向上を図り、自主的に成長できる環境の構築に努めております。しかし、人材市場の需給バランスの変化等により、優秀な人材が流出する可能性や人材の確保に支障を来すおそれもあります。かかる事態が生じた場合、アイレップグループの経営成績や競争力に悪影響を及ぼす可能性があります。

業容の急拡大に伴う内部管理体制の充実について

業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、アイレップグループでは内部管理体制の一層の充実を図っておりますが、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築または運用が追いつかないという状況が生じる可能性があります。かかる事態が生じた場合、適切な業務運営が困難となり、アイレップグループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

為替変動リスクについて

アイレップグループは、アジア地域における事業展開を拡大しており、急激な為替レートの変動は、地域間の企業取引及び海外拠点における商品価格やサービスコストに影響し、売上高や損益等の業績に影響を与えます。また、海外における投資資産や負債価値は、連結財務諸表上で日本円に換算されるため、為替レートの変動は、換算差による影響が生じます。為替レートの変動に対する対策は講じておりますが、予想を超えた急激な為替レートの変動は、アイレップグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

海外展開に伴うリスクについて

アイレップグループでは、中期経営計画においてグローバル事業の基盤整備を注力分野の一つと位置付け、アジア地域における事業展開を拡大しております。対象となる地域・市場では、戦争やテロといった国際政治に関わるリスク、対象国でのアイレップグループ事業活動に対する規制の改定・新設に起因するリスク、為替変動や貿易不均衡といった経済に起因するリスク、文化や商習慣の違いから生ずる労務問題や疾病といった社会的なリスクが、予想をはるかに超える水準で不意に発生する可能性があります。また、商習慣の違いにより、取引先との関係構築においても未知のリスクが潜んでいる可能性があります。こうしたリスクが顕在化した場合、事業の縮小や停止、停滞等を余儀なくされ、アイレップグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権にかかるリスクについて

広告業一般と同様、アイレップグループにおいても、事業活動を行う過程で、アイレップグループが有するまたは使用許諾を受けている以外の知的財産権を侵害してしまうおそれ、また逆にアイレップグループが有する知的財産権が侵害されてしまうおそれがあり、アイレップグループがかかかる事態を防止し、あるいは適切な回復をすることができない可能性があります。かかる事態が生じた場合、アイレップグループの財政状態、経営成績及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの経営上の重要な契約等については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成27年6月25日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（D A Cにおいては平成27年8月5日、平成27年11月6日および平成28年2月5日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「**第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要**」をご参照下さい。

6【研究開発活動】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの研究開発活動については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成27年6月25日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（D A Cにおいては平成27年8月5日、平成27年11月6日および平成28年2月5日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「**第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要**」をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成27年6月25日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（D A Cにおいては平成27年8月5日、平成27年11月6日および平成28年2月5日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの設備投資等の概要については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成27年6月25日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（D A Cにおいては平成27年8月5日、平成27年11月6日および平成28年2月5日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの主要な設備の状況については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成27年6月25日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（D A Cにおいては平成27年8月5日、平成27年11月6日および平成28年2月5日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの設備の新設、除却等の計画については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成27年6月25日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（D A Cにおいては平成27年8月5日、平成27年11月6日および平成28年2月5日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成28年10月3日時点の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	71,372,480株 (注1)	東京証券取引所 (市場第二部) (注2)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に 関する請求権その他の権利内容に何ら限 定の無い、当社における標準となる株式 です。 なお、当社は種類株式発行会社ではあり ません。普通株式は振替株式であり、単 元株式数は100株です。
計	71,372,480株	-	-

(注) 1 . D A C の発行済株式総数53,442,300株（平成28年3月31日時点）及びアイレップの発行済株式総数27,780,000株（平成28年3月31日時点）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。ただし、両社は、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、D A C が平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式4,864,900株、アイレップが平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式316,047株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2 . 両社は、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。

(2)【新株予約権等の状況】

両社が発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年10月3日)
新株予約権の数(個)	616(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙3 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙3 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月3日 至 平成51年3月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙3 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「7.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙3 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権の内容の「6.新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙3 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権の内容の「10.組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成28年5月31日現在のD.A.C第1回株式報酬型新株予約権の個数を記載しております。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにD.A.C第1回株式報酬型新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第2回株式報酬型新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年10月3日)
新株予約権の数(個)	868(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙5 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第2回株式報酬型新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙5 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第2回株式報酬型新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月3日 至 平成52年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙5 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第2回株式報酬型新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「7.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙5 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第2回株式報酬型新株予約権の内容の「6.新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙5 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第2回株式報酬型新株予約権の内容の「10.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成28年5月31日現在のD.A.C第2回株式報酬型新株予約権の個数を記載しております。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第2回株式報酬型新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにD.A.C第2回株式報酬型新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回株式報酬型新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年10月3日)
新株予約権の数(個)	732(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙7 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回株式報酬型新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙7 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回株式報酬型新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月3日 至 平成53年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙7 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回株式報酬型新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「7.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙7 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回株式報酬型新株予約権の内容の「6.新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙7 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回株式報酬型新株予約権の内容の「10.組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成28年5月31日現在のD.A.C第3回株式報酬型新株予約権の個数を記載しております。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回株式報酬型新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにD.A.C第3回株式報酬型新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第4回株式報酬型新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年10月3日)
新株予約権の数(個)	740(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙9 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第4回株式報酬型新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙9 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第4回株式報酬型新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月3日 至 平成54年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙9 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第4回株式報酬型新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「7.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙9 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第4回株式報酬型新株予約権の内容の「6.新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙9 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第4回株式報酬型新株予約権の内容の「10.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成28年5月31日現在のD.A.C第4回株式報酬型新株予約権の個数を記載しております。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第4回株式報酬型新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにD.A.C第4回株式報酬型新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年10月3日)
新株予約権の数(個)	1,860(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙11 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙11 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月3日 至 平成32年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙11 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「7.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙11 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「6.新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙11 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「10.組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成28年5月31日現在のD.A.C第5回新株予約権の個数を記載しております。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにD.A.C第5回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第5回株式報酬型新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年10月3日)
新株予約権の数(個)	687(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙13 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第5回株式報酬型新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙13 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第5回株式報酬型新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月3日 至 平成55年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙13 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第5回株式報酬型新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「7.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙13 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第5回株式報酬型新株予約権の内容の「6.新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙13 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第5回株式報酬型新株予約権の内容の「10.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成28年5月31日現在のD.A.C第5回株式報酬型新株予約権の個数を記載しております。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第5回株式報酬型新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにD.A.C第5回株式報酬型新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年10月3日)
新株予約権の数(個)	12,900(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙15 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容の「1.新株予約権の内容 (1)新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙15 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容の「1.新株予約権の内容 (2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成30年7月1日 至 平成33年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙15 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容の「1.新株予約権の内容 (2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」及び「1.新株予約権の内容 (4)増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙15 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容の「1.新株予約権の内容 (6)新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙15 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容の「4.組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注) 平成28年5月31日現在のD.A.C第6回新株予約権の個数を記載しております。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第2回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにD.A.C第6回新株予約権の新株予約権者の権利の喪失により変動の可能性があります。

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第6回株式報酬型新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年10月3日)
新株予約権の数(個)	941(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙17 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第6回株式報酬型新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙17 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第6回株式報酬型新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月3日 至 平成56年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙17 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第6回株式報酬型新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「7.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙17 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第6回株式報酬型新株予約権の内容の「6.新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙17 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第6回株式報酬型新株予約権の内容の「10.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成28年5月31日現在のD.A.C第6回株式報酬型新株予約権の個数を記載しております。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第6回株式報酬型新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにD.A.C第6回株式報酬型新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第7回株式報酬型新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年10月3日)
新株予約権の数(個)	988(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙19 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第7回株式報酬型新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙19 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第7回株式報酬型新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月3日 至 平成57年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙19 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第7回株式報酬型新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「7.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙19 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第7回株式報酬型新株予約権の内容の「6.新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙19 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第7回株式報酬型新株予約権の内容の「10.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成28年5月31日現在のD.A.C第7回株式報酬型新株予約権の個数を記載しております。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第7回株式報酬型新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにD.A.C第7回株式報酬型新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第8回株式報酬型新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年10月3日)
新株予約権の数(個)	983(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙21 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第8回株式報酬型新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙21 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第8回株式報酬型新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月3日 至 平成58年4月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙21 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第8回株式報酬型新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「7.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙21 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第8回株式報酬型新株予約権の内容の「6.新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙21 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第8回株式報酬型新株予約権の内容の「10.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成28年5月31日現在のD.A.C第8回株式報酬型新株予約権の個数を記載しております。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第8回株式報酬型新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにD.A.C第8回株式報酬型新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年10月3日)
新株予約権の数(個)	49(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙23 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的たる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙23 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容の「5.各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月3日 至 平成29年9月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙23 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容の「5.各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額」及び「10.新株予約権の行使により新株を発行する場合においてその新株の発行価額中資本に組入れない額」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙23 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容の「7.その他の新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙23 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容の「12.完全親会社となる会社への新株予約権の承継」をご参照ください。

(注) 平成28年5月31日現在のアイレップ第2回新株予約権の個数を記載しております。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにアイレップ第2回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成28年10月3日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成28年10月3日	71,372,480	71,372,480	4,000,000	4,000,000	1,000,000	1,000,000

(注) D A Cの発行済株式総数53,442,300株(平成28年3月31日時点)及びアイレップの発行済株式総数27,780,000株(平成28年3月31日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。ただし、両社は、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、D A Cが平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式4,864,900株、アイレップが平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式316,047株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるD A C（平成28年3月31日現在）及びアイレップ（平成28年5月26日現在）の所有者別状況は、以下のとおりです。

D A C

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	5	28	50	70	8	8,223	8,384	-
所有株式数（単元）	-	22,929	19,748	297,652	54,103	76	139,898	534,406	1,700
所有株式数の割合（％）	-	4.29	3.70	55.70	10.12	0.01	26.18	100.00	-

（注）1．自己株式4,864,900株は、「個人その他」に48,649単元含まれております。

2．上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が14単元含まれております。

アイレップ

平成28年5月26日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	4	24	15	39	1	2,166	2,249	-
所有株式数（単元）	-	5,512	10,507	180,124	21,725	40	59,882	277,790	1,000
所有株式数の割合（％）	-	1.98	3.78	64.84	7.82	0.01	21.55	100.00	-

（注） 自己株式316,084株は、「個人その他」に3,160単元及び「単元未満株式の状況」に84株を含めて記載しております。

(6) 【議決権の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるD A C（平成28年3月31日現在）及びアイレップ（平成28年5月26日現在）の議決権の状況は、以下のとおりです。

【発行済株式】

ア D A C

平成28年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 4,864,900	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 48,575,700	485,757	-
単元未満株式	普通株式 1,700	-	-
発行済株式総数	53,442,300	-	-
総株主の議決権	-	485,757	-

（注） 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,400株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数14個が含まれております。

イ アイレップ

平成28年5月26日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 316,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 27,463,000	274,630	-
単元未満株式	普通株式 1,000	-	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	27,780,000	-	-
総株主の議決権	-	274,630	-

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生時点において、当社の自己株式を保有していません。なお、当社の完全子会社となるDAC（平成28年3月31日現在）及びアイレップ（平成28年5月26日現在）の自己株式については、以下のとおりです。

ア DAC

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
デジタル・アドバイザーズ・コンソーシアム(株)	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	4,864,900	-	4,864,900	9.10
計	-	4,864,900	-	4,864,900	9.10

イ アイレップ

平成28年5月26日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
(株)アイレップ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	316,084	-	316,084	1.13
計	-	316,084	-	316,084	1.13

(7)【ストックオプション制度の内容】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両社のストックオプション制度の内容は以下のとおりであります。

D A C

D A Cはストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は次のとおりです。

ア 平成21年2月26日定時株主総会決議及び平成21年2月26日取締役会決議

決議年月日	平成21年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	D A C 取締役6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	株式移転計画書 別紙2 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第1回株式報酬型新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙2 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第1回株式報酬型新株予約権の内容の「3.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成21年3月25日 至 平成51年3月24日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙2 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第1回株式報酬型新株予約権の内容の「6.新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙2 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第1回株式報酬型新株予約権の内容の「10.組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

イ 平成21年2月26日定時株主総会決議及び平成22年2月25日取締役会決議

決議年月日	平成21年2月26日及び平成22年2月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	D A C 取締役6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	株式移転計画書 別紙4 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第2回株式報酬型新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙4 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第2回株式報酬型新株予約権の内容の「3.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成22年3月20日 至 平成52年3月19日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙4 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第2回株式報酬型新株予約権の内容の「6.新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙4 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第2回株式報酬型新株予約権の内容の「10.組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

ウ 平成21年2月26日定時株主総会決議及び平成23年6月28日取締役会決議

決議年月日	平成21年2月26日及び平成23年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	D A C 取締役 6 名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	株式移転計画書 別紙 6 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第3回株式報酬型新株予約権の内容の「2．新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	株式移転計画書 別紙 6 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第3回株式報酬型新株予約権の内容の「3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月20日 至 平成53年7月19日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙 6 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第3回株式報酬型新株予約権の内容の「6．新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙 6 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第3回株式報酬型新株予約権の内容の「10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

エ 平成21年2月26日定時株主総会決議及び平成24年6月27日取締役会決議

決議年月日	平成21年2月26日及び平成24年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	D A C 取締役 6 名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	株式移転計画書 別紙 8 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第4回株式報酬型新株予約権の内容の「2．新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	株式移転計画書 別紙 8 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第4回株式報酬型新株予約権の内容の「3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月19日 至 平成54年7月18日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙 8 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第4回株式報酬型新株予約権の内容の「6．新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙 8 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第4回株式報酬型新株予約権の内容の「10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

オ 平成21年2月26日定時株主総会決議及び平成25年3月27日取締役会決議

決議年月日	平成21年2月26日及び平成25年3月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	D A C取締役6名、D A C 使用人42名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	株式移転計画書 別紙10 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第5回新株予約権の内容の「2．新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	株式移転計画書 別紙10 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第5回新株予約権の内容の「3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成27年3月28日 至 平成32年3月27日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙10 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第5回新株予約権の内容の「6．新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙10 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第5回新株予約権の内容の「10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

カ 平成21年2月26日定時株主総会決議及び平成25年6月26日取締役会決議

決議年月日	平成21年2月26日及び平成25年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	D A C取締役6名、D A C 執行役員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	株式移転計画書 別紙12 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第5回株式報酬型新株予約権の内容の「2．新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	株式移転計画書 別紙12 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第5回株式報酬型新株予約権の内容の「3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月20日 至 平成55年7月19日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙12 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第5回株式報酬型新株予約権の内容の「6．新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙12 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第5回株式報酬型新株予約権の内容の「10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

キ 平成26年 5月28日取締役会決議

決議年月日	平成26年 5月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	D A C取締役 6名、D A C 使用人34名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	株式移転計画書 別紙14 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第 6 回新株予約権の内容の「 1 . 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	株式移転計画書 別紙14 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第 6 回新株予約権の内容の「 1 . 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成30年 7月 1日 至 平成33年 6月30日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙14 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第 6 回新株予約権の内容の「 1 . 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙14 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第 6 回新株予約権の内容の「 4 . 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

ク 平成21年 2月26日定時株主総会決議及び平成26年 6月25日取締役会決議

決議年月日	平成21年 2月26日及び平成26年 6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	D A C取締役 6名、D A C 執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	株式移転計画書 別紙16 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第 6 回株式報酬型新株予約権の内容の「 2 . 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	株式移転計画書 別紙16 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第 6 回株式報酬型新株予約権の内容の「 3 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成26年 7月19日 至 平成56年 7月18日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙16 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第 6 回株式報酬型新株予約権の内容の「 6 . 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙16 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第 6 回株式報酬型新株予約権の内容の「 10 . 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

ケ 平成21年2月26日定時株主総会決議及び平成27年6月24日取締役会決議

決議年月日	平成21年2月26日及び平成27年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	D A C取締役6名、D A C執行役員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	株式移転計画書 別紙18 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第7回株式報酬型新株予約権の内容の「2．新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	株式移転計画書 別紙18 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第7回株式報酬型新株予約権の内容の「3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月18日 至 平成57年7月17日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙18 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第7回株式報酬型新株予約権の内容の「6．新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙18 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第7回株式報酬型新株予約権の内容の「10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

コ 平成21年2月26日定時株主総会決議及び平成28年3月30日取締役会決議

決議年月日	平成21年2月26日及び平成28年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	D A C取締役5名、D A C執行役員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	株式移転計画書 別紙20 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第8回株式報酬型新株予約権の内容の「2．新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	株式移転計画書 別紙20 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第8回株式報酬型新株予約権の内容の「3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月16日 至 平成58年4月15日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙20 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第8回株式報酬型新株予約権の内容の「6．新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙20 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第8回株式報酬型新株予約権の内容の「10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

アイレップ

アイレップはストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は次のとおりです。

ア 平成17年9月19日定時株主総会決議及び平成17年11月1日取締役会決議

決議年月日	平成17年9月19日及び平成17年11月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	アイレップ従業員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	株式移転計画書 別紙22 株式会社アイレップ第2回新株予約権の内容の「2．新株予約権の目的たる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	株式移転計画書 別紙22 株式会社アイレップ第2回新株予約権の内容の「5．各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成19年9月30日 至 平成29年9月20日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙22 株式会社アイレップ第2回新株予約権の内容の「7．その他の新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙22 株式会社アイレップ第2回新株予約権の内容の「13．完全親会社となる会社への新株予約権の承継」をご参照ください。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定です。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成28年10月3日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定です。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定めることができる旨を定款で定める予定です。

4【株価の推移】

当社は新設会社であるため、当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる両社の株価の推移は以下のとおりであります。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

D A C

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	47,700	40,700 396	1,011	578	834
最低(円)	21,090	19,000 355	314	342	388

(注) 1. 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであり、平成25年7月16日より東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成25年4月1日、1株 100株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

アイレップ

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月
最高(円)	228,500	393,000 (注) 2 786	1,698 (注) 3 555	839	388
最低(円)	66,800	119,000 (注) 2 540	591 (注) 3 529	337	191

(注) 1. 株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所 J A S D A Q (グロース)、平成25年7月16日より東京証券取引所 J A S D A Q (グロース) におけるものであり、平成26年9月24日以降は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2. 平成24年7月27日開催の取締役会決議に基づき、平成24年10月1日を効力発生日として株式1株につき500株の株式分割を行っており、印は権利落後の最高・最低株価を示しております。

3. 平成25年8月23日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日を効力発生日として株式1株につき2株の株式分割を行っており、印は権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

D A C

月別	平成27年12月	平成28年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	628	686	802	834	855	984
最低(円)	518	475	607	693	701	798

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであります。

アイレップ

月別	平成27年12月	平成28年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	419	439	525	561	775	794
最低(円)	307	317	395	455	565	645

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5【役員 の 状況】

平成28年10月3日就任予定の当社の役員 の 状況は、以下のとおりであります。

男性 16名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有するD A Cの株式数(株) 所有するアイレップの株式数(株) 割当てられる当社の株式数(株)
代表取締役	社長	矢嶋 弘毅	昭和36年3月9日生	昭和59年4月 ㈱博報堂入社 平成8年4月 同社マーケティングディレクター 平成8年12月 D A C代表取締役社長 平成14年2月 同代表取締役社長執行役員 平成26年4月 同代表取締役社長執行役員C E O (現任) (重要な兼職の状況) ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ取締役 ユナイテッド㈱取締役 ㈱アイレップ取締役	(注) 3	70,100 0 70,100
取締役	副社長	紺野 俊介	昭和50年6月27日生	平成14年4月 EDS Japan LLC (現日本ヒューレット・パッカート㈱)入社 平成15年8月 アイレップ入社 平成16年10月 同インターネットマーケティング事業部マネージャー 平成17年12月 同執行役員インターネットマーケティング事業部長 平成18年4月 同取締役インターネットマーケティング事業部長 平成19年1月 同専務取締役インターネットマーケティング事業部長 平成19年12月 ㈱レリバンシー・プラス代表取締役社長(現任) 平成21年1月 アイレップ代表取締役社長 平成24年1月 ㈱フロンティアデジタルマーケティング代表取締役社長 平成25年12月 アイレップ代表取締役社長C E O (現任) 平成26年1月 北京艾睿普广告有限公司董事長(現任)	(注) 3	0 50,000 41,500
取締役		徳久 昭彦	昭和37年8月21日生	昭和60年4月 ㈱東芝入社 平成12年10月 インフォ・アベニュー㈱入社 平成13年5月 D A C入社同e - ビジネス本部システムソリューション部長 平成14年2月 同執行役員e - ビジネス本部長 平成18年2月 同取締役執行役員e - ビジネス本部長 平成23年4月 同取締役FRUITS BEAR推進室長 平成24年4月 同取締役執行役員e - ビジネス統括 平成26年4月 同取締役常務執行役員C M Oプロダクト開発担当(現任) (重要な兼職の状況) ユナイテッド㈱取締役 ㈱博報堂アイ・スタジオ取締役	(注) 3	38,100 0 38,100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有するD A Cの株式数(株) 所有するアイレップの株式数(株) 割当てられる当社の株式数(株)
取締役		大塔 達也	昭和40年1月11日生	平成元年4月 ㈱リクルート入社 平成13年10月 ㈱インベステック取締役C F O 平成16年4月 ㈱エルゴ・ブレインズ(現ユナイテッド㈱)常務執行役員C F O 平成17年10月 D A C入社 平成17年12月 同戦略統括本部副本部長 平成18年2月 同執行役員戦略統括本部副本部長 平成19年9月 同執行役員戦略統括本部部長 平成21年2月 同取締役執行役員戦略統括本部部長 平成24年1月 同取締役執行役員経営管理本部部長兼戦略統括本部部長 平成24年4月 同取締役執行役員経営管理・戦略統括兼戦略統括本部部長 平成25年4月 同取締役執行役員経営管理・戦略統括 平成26年4月 同取締役常務執行役員C F O経営管理・戦略統括・リスク管理担当(現任) (重要な兼職の状況) ユナイテッド㈱取締役	(注) 3	19,100 0 19,100
取締役		島田 雅也	昭和41年4月1日生	平成2年4月 ㈱博報堂入社 平成12年10月 D A C入社同経営管理本部経営統括部長 平成14年2月 同執行役員経営管理本部経営統括部長 平成16年12月 同執行役員社長室長 平成17年12月 同執行役員戦略統括本部部長 平成18年2月 同取締役執行役員戦略統括本部部長 平成19年9月 同取締役執行役員営業本部部長 平成24年4月 同取締役執行役員営業統括 平成26年4月 同取締役常務執行役員C O O社長補佐(現任) (重要な兼職の状況) ユナイテッド㈱取締役 ㈱アイレップ取締役 ㈱博報堂アイ・スタジオ取締役	(注) 3	56,200 0 56,200
取締役		永井 敦	昭和49年9月8日生	平成9年4月 ㈱日本エル・シー・エー(現㈱インターブライズ・コンサルティング)入社 平成13年1月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱入社 平成17年11月 アイレップ入社 平成18年10月 同管理本部総務・人事グループマネージャー 平成19年4月 同執行役員管理本部総務・人事グループマネージャー 平成21年1月 同執行役員経営企画本部部長 平成21年12月 同取締役経営企画本部部長 平成24年7月 同取締役経営推進本部部長 平成24年12月 同取締役管理本部部長 平成25年12月 同取締役C F O管理本部部長(現任)	(注) 3	0 20,000 16,600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有するD A Cの株式 数(株) 所有するア イレップの 株式数(株) 割当てられ る当社の株 式数(株)
取締役		三神 正樹	昭和34年2月14日生	昭和57年4月 ㈱博報堂入社 平成14年1月 同社インタラクティブカンパニー第一プロデュース部長 平成15年8月 同社デジタルソリューションセンターグループマネージャー 平成19年4月 同社 i - 事業推進室長 平成21年4月 同社エンゲージメントビジネス局長 平成22年4月 同社執行役員エンゲージメントビジネスユニット長グループ会社担当 平成23年4月 ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ執行役員メディア部門担当補佐（デジタルナレッジ担当） 平成24年4月 同社執行役員 i メディアビジネス担当 平成24年6月 D A C 取締役（現任） 平成26年4月 ㈱博報堂執行役員M D戦略センター長補佐（デジタル推進担当） 平成27年4月 ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ執行役員テレビ・ラジオ・デジタルビジネス担当補佐兼メディア環境研究所長 平成28年4月 ㈱博報堂常務執行役員M D戦略センター長補佐（現任） ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ常務執行役員メディアマーケティングユニット長補佐（現任） （重要な兼職の状況） ㈱博報堂執行役員 ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ執行役員 ㈱アイレップ取締役	(注) 3	0 0 0
取締役		五十嵐 真人	昭和34年10月31日生	昭和58年4月 ㈱博報堂入社 平成11年12月 同社第一広告カンパニー第十一営業局第五営業部長 平成22年4月 ㈱博報堂D Yメディアパートナーズラジオ局長 平成25年4月 同社経営企画局長 平成26年4月 同社執行役員全社計画管理担当補佐（経営企画局、第一、第二計画管理局、経理財務局担当）、経営企画局長 平成27年4月 同社執行役員計画管理総括担当兼事業開発総括担当、第二計画管理局長 平成27年6月 同社取締役執行役員計画管理総括担当兼事業開発総括担当、第二計画管理局長 平成27年6月 D A C 取締役（現任） 平成28年4月 ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ取締役執行役員計画管理総括担当兼事業開発総括担当（現任） （重要な兼職の状況） ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ取締役執行役員	(注) 3	0 0 0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有するD A Cの株式 数(株) 所有するア イレップの 株式数(株) 割当てられ る当社の株 式数(株)
取締役		野沢 直樹	昭和35年1月20日生	昭和59年4月 ㈱博報堂入社 平成13年4月 同社経営企画局グループマネージャー 平成15年10月 ㈱博報堂D Yホールディングス(出向)経営企画室経営計画グループマネージャー 平成19年4月 同社(出向)経営企画局局長代理 平成22年4月 同社経営企画局長(現任) 平成23年6月 D A C取締役(現任)	(注)3	0 0 0
取締役		西村 行功	昭和38年3月28日生	昭和60年4月 立石電機株式会社(現オムロン株式会社)入社 平成4年7月 株式会社コーポレイト ディレクション入社 平成6年1月 CSC Index, Inc. (米国法人)入社 平成9年10月 株式会社グリーンフィールド コンサルティング代表取締役(現任) 平成13年9月 オムロン株式会社アドバイザー ボードメンバー (重要な兼職の状況) ㈱グリーンフィールド コンサルティング代表取締役	(注)3	0 0 0
取締役		麻生 巖	昭和49年7月17日生	平成9年4月 ㈱日本長期信用銀行(現㈱新生銀行)入行 平成12年6月 麻生セメント㈱(現㈱麻生)監査役 平成13年6月 同社取締役 平成17年12月 ㈱ドワンゴ社外取締役 平成18年3月 ㈱キャピタルメディカ社外取締役(現任) 平成18年6月 ㈱麻生代表取締役専務 平成20年10月 同社代表取締役副社長 平成22年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成26年10月 ㈱KADOKAWA・DWANGO(現カドカワ㈱)社外取締役(現任) 平成27年12月 アイレップ取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱麻生代表取締役 ㈱KADOKAWA・DWANGO(現カドカワ㈱)社外取締役	(注)3	0 0 0
監査役		寺井 久春	昭和31年3月7日生	昭和54年4月 三菱電機㈱入社 昭和63年5月 ㈱日本長期信用銀行(現㈱新生銀行)入行 平成10年7月 U B S 信託銀行㈱入行 平成12年6月 D A C 入社 平成12年7月 同取締役経営企画室長 平成12年10月 同取締役経営管理本部長兼 e - ビジネス本部長 平成14年2月 同取締役執行役員経営管理本部長 平成24年1月 同取締役執行役員リスク管理担当 平成26年4月 同取締役執行役員 A S E A N ビジネス担当 平成27年4月 同取締役執行役員 D A C アジア担当 平成28年4月 同取締役(現任) (平成28年6月27日退任予定)	(注)4	137,900 0 137,900

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有するD A Cの株式 数(株) 所有するア イレップの 株式数(株) 割当てられ る当社の株 式数(株)
監査役		森嶋 士郎	昭和30年9月11日生	昭和54年4月 ㈱博報堂入社 平成11年12月 同社新聞局新聞五部長 平成15年4月 同社新聞局新聞三部長 平成15年12月 ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ 新聞局新聞三部長 平成18年4月 同社新聞局長代理兼新聞三部長 平成19年6月 ㈱mediba代表取締役副社長 平成23年6月 ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ i - メディア局長代理 平成24年3月 一般社団法人インターネット広告推 進協議会（現一般社団法人日本イン タラクティブ広告協会）専務理事 平成27年10月 ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ 新聞局（現任） （平成28年6月26日退社予定）	(注) 4	1,500 0 1,500
取締役		西岡 正紀	昭和32年11月16日生	昭和55年4月 ㈱博報堂入社 平成22年4月 ㈱博報堂D Yホールディングスグ ループ経理財務局長 平成22年4月 ㈱博報堂経理財務局長 平成22年4月 ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ 経理財務局長 平成24年6月 D A C 監査役（現任） 平成26年4月 ㈱博報堂D Yホールディングス取締 役執行役員マネジメント統括担当補 佐グループマネジメントサービス推 進室長（現任） 平成27年4月 ㈱博報堂執行役員（現任） 平成28年4月 ㈱博報堂D Yキャブコ代表取締役社 長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱博報堂D Yホールディングス取締役執行役員 ㈱博報堂執行役員 ㈱読売広告社取締役 ㈱博報堂D Yキャブコ代表取締役社長	(注) 4	0 0 0
取締役		水上 洋	昭和43年5月9日生	平成7年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所 属）（現任） 平成14年6月 高千穂電気㈱（現エレマテック㈱） 社外監査役（現任） 平成26年3月 G M Oクラウド㈱社外監査役 平成27年6月 D A C 監査役（現任） ㈱三栄コーポレーション社外取締役 （監査等委員）（現任） 平成28年3月 G M Oクラウド㈱社外取締役（監査 等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士 エレマテック㈱社外監査役 G M Oクラウド㈱社外取締役（監査等委員） ㈱三栄コーポレーション社外取締役（監査等委 員）	(注) 4	0 0 0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有するD A Cの株式 数(株) 所有するア イレップの 株式数(株) 割当てられ る当社の株 式数(株)
監査役		大塚 彰	昭和23年3月1日生	昭和46年4月 日本ナショナル金銭登録機(株) (現日本N C R(株)) 入社 昭和61年9月 朝日ビジネスコンサルタント(株) (現富士ソフト(株)) 入社 平成9年8月 セコム(株)入社 平成9年8月 セコム情報システム(株)(現セコムトラストシステムズ(株)) 事業戦略推進室長兼社長室長 平成11年4月 セコム(株)から(株)バスコ出向、経営監理室長兼情報システム部長 平成11年6月 (株)バスコ取締役 平成17年4月 セコム(株) I S 研究所副所長 平成19年12月 アイレップ常勤監査役(現任)	(注) 4	0 5,000 4,150
計						322,900 75,000 385,150

- (注) 1 取締役西村行功及び麻生巖は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役森嶋士郎、水上洋及び大塚彰は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、当社の設立日である平成28年10月3日から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、当社の設立日である平成28年10月3日から平成32年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 所有するD A C及びアイレップの株式数は、平成28年3月31日現在のD A C及びアイレップ株式の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の際の株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に基準時まで、所有する株式数及び当社が発行する新株式数は変動することがあります。
- 6 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定している役名及び職名を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関する事項のうち、本届出書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。

役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします。但し、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役及び監査役の報酬等は、取締役について総額300百万円以内、監査役について総額50百万円以内とする旨を定款で定める予定です。

取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨を定款で定める予定です。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。なお、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

取締役の責任免除

当社は、取締役の責任を合理的な範囲にとどめるために、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含みます。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定める予定です。また、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨（但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とします。）を定款で定める予定です。

監査役の定数

当社の監査役は、5名以内とする旨を定款で定める予定です。監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。

監査役の責任免除

当社は、監査役の責任を合理的な範囲にとどめるために、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含みます。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定める予定です。また、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨（但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とします。）を定款で定める予定です。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により当社の株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定める予定です。

(2)【監査報酬の内容等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経理の状況につきましては、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成27年6月25日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（D A Cにおいては平成27年8月5日、平成27年11月6日および平成28年2月5日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで。但し、最初の事業年度は、当社の設立の日から平成29年3月31日までとする予定です。
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都江東区東砂7丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都江東区東砂7丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	-
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告によって行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社定款で定める予定です。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】**第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】****(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】****【有価証券報告書及びその添付書類】****ア DAC**

事業年度 第18期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月25日関東財務局長に提出。

イ アイレップ

事業年度 第18期（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）平成27年12月21日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】**ア DAC**

- () 事業年度 第19期 第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月5日関東財務局長に提出。
- () 事業年度 第19期 第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月6日関東財務局長に提出。
- () 事業年度 第19期 第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月5日関東財務局長に提出。

イ アイレップ

- () 事業年度 第19期 第1四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月10日関東財務局長に提出。
- () 事業年度 第19期 第2四半期（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）平成28年5月13日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】**ア DAC**

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成28年6月8日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成27年6月30日関東財務局長に提出。
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成28年5月13日関東財務局長に提出。

イ アイレップ

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成28年6月8日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成27年12月22日関東財務局長に提出。
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成28年5月13日関東財務局長に提出。

【訂正報告書】**ア DAC**

訂正報告書(上記 DAC()の平成28年5月13日付臨時報告書の訂正報告書)を平成28年5月27日に関東財務局長に提出

イ アイレップ

訂正報告書(上記 アイレップ()の平成28年5月13日付四半期報告書の訂正報告書)を平成28年5月27日に関東財務局長に提出

訂正報告書(上記 アイレップ()の平成28年5月13日付臨時報告書の訂正報告書)を平成28年5月27日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

D A C

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社本社

（東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社関西支社

（大阪市北区堂島一丁目2番5号）

アイレップ

株式会社アイレップ本社

（東京都千代田区永田町二丁目11番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるDACおよびアイレップの株主の状況は以下のとおりです。

1 DAC

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
㈱博報堂DYメディアパートナーズ	東京都港区赤坂5-3-1	23,269,500	43.54
㈱博報堂	東京都港区赤坂5-3-1	4,500,000	8.42
日本トラスティ・サービス信託銀行 ㈱(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,127,700	2.11
㈱東急エージェンシー	東京都港区赤坂4-8-18	1,000,000	1.87
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人モルガン・スタンレー MUFG証券㈱)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A	783,900	1.46
日本マスタートラスト信託銀行㈱ (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	769,600	1.44
モルガン・スタンレーMUFG証券㈱	東京都千代田区大手町1-9-7 大手 町フィナンシャルシティ サウスタ ワー	635,294	1.18
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サック ス証券㈱)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A	480,000	0.89
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人㈱三菱東京UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM	429,900	0.8
楽天証券㈱	東京都世田谷区玉川1-14-1	326,300	0.61
計	-	33,322,194	63.32

(注) 1 . 上記のほか、自己株式が4,864,900株あります。

2 . 上記日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、1,127,700株であります。なお、それらの内訳は、当社として把握することができないため記載してありません。

3 . 上記日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、769,600株であります。なお、それらの内訳は、当社として把握することができないため記載してありません。

2 アイレップ

平成28年5月26日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
デジタル・アドバイジング・コン ソーシアム(株)	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3 号 恵比寿ガーデンプレイスタワー 33階	15,823,000	56.95
高山 雅行	東京都渋谷区	3,140,000	11.30
(株)博報堂DYメディアパートナーズ	東京都港区赤坂五丁目3番1号	2,175,000	7.82
モルガン・スタンレーMUFG証券(株)	東京都千代田区大手町一丁目9番7 号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー	504,799	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	375,700	1.35
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON- TREATY CLIENTS 613 (常任代理人ドイツ証券(株))	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY	339,100	1.22
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS (常任代理人パークレイズ証券(株))	1 CHURCHILL PLACE LONDON E14 5HP	283,100	1.01
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人(株)みずほ銀行決済営業 部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM	269,900	0.97
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人(株)三菱東京UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM	146,738	0.52
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人モルガン・スタンレー MUFG証券(株))	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K.	145,200	0.52
計	-	23,202,537	83.52

(注) 上記のほか、自己株式が316,084株あります。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續きに基づき、平成28年10月3日に設立予定であるため、有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手続きに基づき、平成28年10月3日に設立予定であるため、有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。